

令和5年度(2023年度)

( 令和4年度〔2022年度〕実績 )

# 清掃事業概要

苫小牧市 環境衛生部



## 人間環境都市宣言

苫小牧市は、開基百年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、ここに、「人間環境都市」を宣言する。

(昭和 48 年 11 月 17 日議決)

### 理想の都市

苫小牧市は、理想の都市を「人間環境都市」とします。

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまちです。

### まちづくりの目標

「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定します。

- ① 共に支え合い健やかに暮らすまち
- ② 明日を拓く力みなぎる産業のまち
- ③ 学ぶ喜びがあふれる文化の薫るまち
- ④ 自然と環境にやさしいまち
- ⑤ 安全・安心で快適に暮らすまち

## は じ め に



太平洋に臨む苫小牧市は、昭和38年に世界で初めて作られた内陸掘り込み式人造港である国際拠点港湾の「苫小牧港」と北海道の空の玄関口である「新千歳空港」のダブルポートを擁し、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市として発展を続けています。また、樽前山麓の広大な森林や、ラムサール条約湿地に指定されるウトナイ湖など、豊かな環境が整う自然と調和した快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が協働で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまち「人間環境都市」の実現を目指してまちづくりを進めています。こうした理念の下、持続可能な循環型社会を構築すると共に、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会からの転換を図り、さらなるごみの減量と資源の有効活用を促進し、環境保全及び自然保護等も考慮した、総合的視点からの取組が求められています。

これまでに、国では平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの重要な方向性を掲げるとともに、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。また、北海道は、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」及び「北海道廃棄物処理計画（第5次）」を策定し、循環型社会の形成に関する施策の基本方針や数値目標を定めました。近年は、地球温暖化に起因する気候変動問題に対し、温暖化抑制に関する意識の高まりから、令和3年10月には地球温暖化対策計画の改定が閣議決定され、2030年度において、温室効果ガス46%の削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

本市においては、平成22年度から令和6年度までを計画期間とする「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を基本理念に掲げ、取組を進めてまいりました。その後、同計画を令和3年3月に改定し、後期計画として、4R推進によるごみの減量や市民との情報共有と環境教育の推進、環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進など様々な取組を行ってきました。令和3年8月には、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言しました。今後のごみ行政を推進する上では、これらの社会情勢に対応し、循環型社会、脱炭素社会及び自然共生社会へ向けた総合的な取組を進めていく必要があります。

令和4年度の家庭ごみ1人1日当たりの排出量は、前年度の564gから552gと減少しました。引き続き、「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、市民、事業者、行政が一丸となった取組を進めてまいります。

今後も皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げますと共に、ここに本市清掃事業の概要を収録いたしましたので、参考資料としてご活用いただければ幸いです。

令和5年12月

苫小牧市長 岩 倉 博 文

# 目 次

## I 総説

1 苫小牧市のあらまし	P. 1
(1) 位置	
(2) 面積	
(3) 地勢	
(4) 気候	
(5) 人口	

## II 機構

1 組織	P. 2
2 人員	
3 事務分掌	P. 3

## III 施設及び機材

1 沼ノ端ごみ処理施設	P. 4
(1) 沼ノ端クリーンセンター	
(2) J F Eリサイクルプラザ苫小牧	P. 1 0
(3) 沼ノ端清掃事務所	P. 1 1
2 廃棄物埋立処分場	P. 1 2
3 し尿・雑排水等処理施設	P. 1 3

## IV ごみ処理

1 家庭ごみ	P. 1 4
(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ	
(2) 資源物	
① 缶・びん・ペットボトル・紙パック	
② プラスチック類	
③ 紙類	
④ せん定枝	
(3) 大型ごみ	
(4) 家庭ごみ有料化と新たな分別回収	P. 1 5
① 経緯	
② 対象と手数料	
③ 減免等支援事業	P. 1 6
④ 家庭ごみ有料化以降の展開と経過	
⑤ 本市のリサイクル率の推移	
⑥ 本市のごみの排出量及び1人1日当たりの排出量の推移	
(5) ふれあい収集	P. 1 7
(6) 家庭ごみ戸別収集モデル事業	
(7) 事業系一般廃棄物	
(8) 広域処理による受け入れ	
(9) ごみの分別区分	P. 1 8
2 令和4年度 ごみ収集・処理実績	P. 1 9
(1) ごみ搬入量実績	
(2) ごみ処理量実績	
(3) 苫小牧市で発生した一般廃棄物の処理の流れ	P. 2 0

3	苦小牧市の一般廃棄物の推移	P. 2 1
	(1) 年度ごとのごみ量	
	(2) ごみの組成分析	P. 2 2
	① 家庭ごみ (燃やせるごみ)	
	② 家庭ごみ (燃やせないごみ)	
	③ 事業系ごみ (燃やせるごみ)	
4	令和4年度 沼ノ端クリーンセンター運転実績	P. 2 3
	(1) 月別運転状況 (焼却施設)	
	(2) 月別運転状況 (破碎施設)	
	(3) 月別埋立状況	P. 2 4
V 活動・啓発		
1	春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」	P. 2 5
2	苦小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とPR	
3	分別意識の徹底	
4	「053 (ゼロごみ) 通信」の発行	
5	不法投棄防止活動の実施	P. 2 6
6	不適正排出防止に向けた取組	
7	沼ノ端クリーンセンター見学会の開催	
8	出前講座の実施	
9	4R運動の推進	
10	生ごみ3きり運動の推進	
11	食品ロス削減運動の推進	
12	053 (ゼロごみ) 推進事業の実施	P. 2 7
13	環境戦隊053ファイブ	
VI ごみの減量とリサイクル		
1	審議会等	P. 2 8
	(1) 苦小牧市廃棄物減量等推進審議会	
	(2) 苦小牧市資源リサイクル団体連絡協議会	
	① 資源回収団体実績	
	② 資源の回収状況	
2	苦小牧市環境美化活動事業	P. 2 9
3	生ごみの減量・堆肥化	
	(1) 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度	
	① 生ごみ堆肥化容器 (コンポスト容器・密閉式容器)	
	② 電動生ごみ処理機	
	③ 苦小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業	
	(2) 電動生ごみ処理機貸出事業	P. 3 0
	(3) 堆肥化方法の普及	
4	拠点回収による資源化促進事業	
5	レジ袋削減に関する協定締結	
6	エコストア認定制度	P. 3 1
7	ペットボトルキャップの回収	
8	使用済み割り箸リサイクル	
9	ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発	
10	JFEリサイクルプラザ苦小牧の市民開放	

## VII し尿処理

1	し尿処理	P. 3 2
2	浄化槽汚泥等処理	
3	浄化槽設置整備事業補助金交付制度	
4	し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の収集フロー図	
5	し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の処理フロー図	
6	令和4年度 事業実績	P. 3 3
	(1) 月別収集実績	
	(2) 年度別収集実績	
	(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度による年度別浄化槽設置件数	

## VIII 決算及び原価計算

1	令和4年度 清掃関係事業決算	P. 3 4
2	令和4年度 家庭ごみ有料化に伴う収入使途	P. 3 5
3	令和4年度 清掃事業部門別原価計算	P. 3 6
4	原価計算年度別推移	P. 3 7

### 参考資料

資料1	令和5年度 一般廃棄物処理実施計画	P. 3 8
資料2	令和4年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧	P. 4 4
資料3	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	P. 4 5
資料4	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	P. 5 4
資料5	苫小牧市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例	P. 5 9
資料6	苫小牧市し尿処理券規則	P. 6 1
資料7	苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例	P. 6 5
資料8	苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則	P. 6 7
資料9	苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例	P. 6 8
資料10	苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例施行規則	P. 7 0
資料11	苫小牧市 清掃事業年表	P. 7 2

数値の単位未満、平均値などの算出方法は四捨五入を原則としたため、  
合計数値とその内訳が一致しない場合があります。

## I 総 説

### 1 苫小牧市のあらまし

#### (1) 位置

本市は、北海道の中央南西部、石狩低地帯の南、東経 141 度 36 分、北緯 42 度 37 分に位置します。

市域の周囲は、東に厚真町、安平町、西に白老町、北は千歳市と接し、南に太平洋を臨んでいます。

#### (2) 面積

行政面積は、東西 39.9km、南北 23.6km、周囲 124.5km にわたる 561.58 km<sup>2</sup>です。

#### (3) 地勢

本市の北西には、北海道の天然記念物に指定されている珍しい溶岩円頂丘（ドーム）を持つ標高 1,041m の樽前山や、火山の噴火によってできたカルデラ湖で、日本最北の不凍湖である支笏湖があり、ともに支笏洞爺国立公園を構成しています。

東には、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖をはじめ、大小の湖沼や湿原を有する勇払原野が広がり、雄大な自然環境に恵まれています。

また、南は太平洋に臨み、海岸線は海流の波浪作用によって帯状にごく細長く砂丘地帯が形成されています。

このうち北西部は標高 20m 程度から次第に高度を増す台地状で山林に覆われ、また南部及び北東部は石狩低地帯に連なる沖積平野で、市街地を中心として扇状に開いた地形を形成しています。

#### (4) 気候

親潮寒流の影響を受けて 6 月から 8 月には霧がかかりますが、全般に温暖で冬季は降雪量が少なく、比較的晴れた日の多い太平洋側気候となっています。

気温は真夏でも 25 度を超すことは珍しく、真冬の最低気温もマイナス 15 度以下になることはまれです。

風は年間を通して平均 3m 程度の風速で比較的弱く、また年間の平均降水量は 1,200mm 前後です。

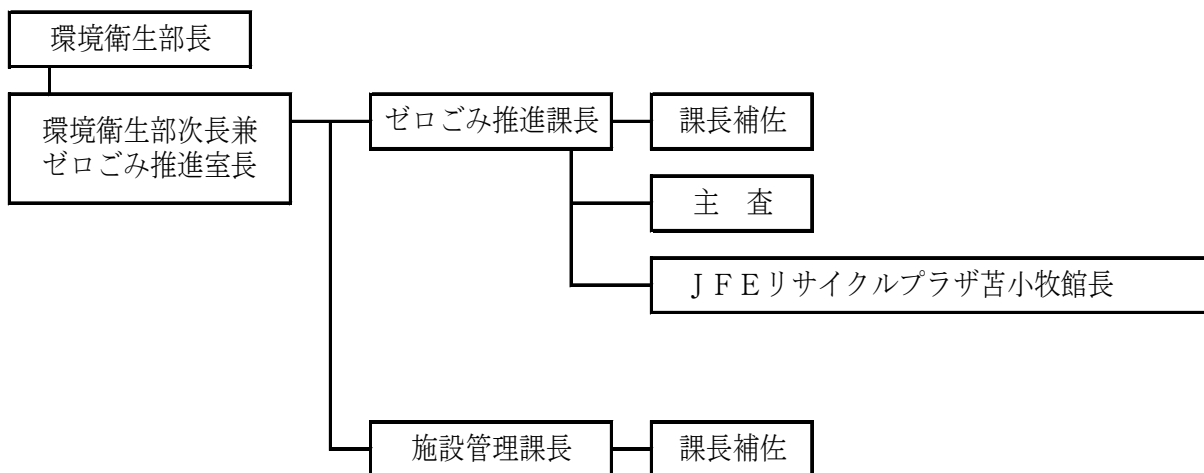
#### (5) 人口

昭和 23 年、人口 33,131 人で道内 13 番目の市として市政を施行して以来、特に昭和 38 年の苫小牧西港の開港を契機として急激な人口の増加を続け、昭和 44 年 7 月には人口 10 万人を突破しました。

令和 5 年 3 月末日現在、人口 167,503 人、世帯数 90,846 世帯、高齢化率は 30.27% です。

## II 機 構

### 1 組 織



(令和5年4月1日現在)

### 2 人 員 体 制

職 種	環境衛生部	ゼロごみ 推進課	施設管理課	JFEリサイクル プラザ苫小牧
部 長	1			
部 次 長 兼 室 長	1			
課 長		1	1	
課 長 補 佐		1	1	
館 長				1
主 査		10		
主 査 ( 再 )		1		1
専 任 主 事		8		
主 任 主 事		3		
主 任 主 事 ( 再 )		2		
主 任 技 師			3	
主 事		4	1	
主 事 ( 任 )				2
技 師			1	
計	2	30	7	4

(令和5年4月1日現在)



3 事務分掌

<p>ゼロごみ推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物、清掃及びリサイクルの計画に関すること。</li> <li>(2) 廃棄物の減量化に関すること。</li> <li>(3) リサイクルの推進に関すること。</li> <li>(4) J F E リサイクルプラザ苫小牧に関すること。</li> <li>(5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。</li> <li>(6) 清掃思想の普及に関すること。</li> <li>(7) し尿の処理に関すること。</li> <li>(8) 浄化槽の設置及び変更の届出の受理等に関すること。</li> <li>(9) 廃棄物の収集及び処分に関すること。</li> <li>(10) 不法投棄の取締り及び指導並びにばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関すること。</li> <li>(11) 清掃方法の指導に関すること。</li> <li>(12) 環境美化に関すること。</li> <li>(13) 委託業者への指導に関すること。</li> <li>(14) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(15) 主管に係る歳入に関すること。</li> <li>(16) その他主管に関すること。</li> <li>(17) 主管に係る調査に関すること。</li> </ul>
<p>J F E リサイクル プラザ苫小牧</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) J F E リサイクルプラザ苫小牧の管理運営に関すること。</li> </ul>
<p>施設管理課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 沼ノ端クリーンセンターの施設の維持及び管理に関すること。</li> <li>(2) 沼ノ端クリーンセンターにおける廃棄物の焼却及び焼却灰の処理に関すること。</li> <li>(3) 沼ノ端クリーンセンターにおける廃棄物の破碎後の不燃物処理に関すること。</li> <li>(4) 廃棄物埋立処分場に関すること。</li> <li>(5) その他主管に関すること。</li> </ul>

### Ⅲ 施設 及 び 機 材

1 沼ノ端ごみ処理施設（所在地：苫小牧市字沼ノ端2番地の25）

(1) 沼ノ端クリーンセンター

沼ノ端クリーンセンターは、経年劣化が著しい糸井清掃センター1号炉の廃炉による代替として、かつ安定的なごみ焼却能力を確保するため、市東部地区に建設、平成11年度から運転を開始しています。この施設は、自動運転で管理され、ごみの完全燃焼により有害物質や有毒ガスの発生を抑えた運転を行っています。

また、破碎処理設備を備えており、破碎物から鉄・アルミなどを回収し、再資源化を図っています。さらには、ごみ焼却の余熱を利用してボイラー発電し、施設電力として有効利用のうえ、余剰電力は売却しています。

なお、施設の延命化を図るため、平成27年度から29年度の3か年で「沼ノ端クリーンセンター基幹的設備改良工事」を実施しています。さらに、平成30年度から令和2年度の3か年で「第2埋立処分場造成及び浸出水処理施設建設工事」を実施しています。

着工年月	平成8年5月
竣工年月	平成11年3月
総工費	127億1千万円
建築面積	9,086m <sup>2</sup>
延床面積	20,332m <sup>2</sup>

【焼却処理施設 1/3】

処 理 能 力	210t/日 (105t/日×2炉)	
ごみピット	容 量	3,500m <sup>3</sup> (1,050t)
	寸 法	幅12m×奥行26m×深さ11.5m
灰ピット	容 量	140m <sup>3</sup> (140t)
	寸 法	幅3.3m×奥行17.3m×深さ3m
炉 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	
燃 焼 ガ ス 温 度	800~950℃	
設計ごみ発熱量 (低位)	低 質	5.04MJ/kg (1,200kcal/kg)
	基 準	8.82MJ/kg (2,100kcal/kg)
	高 質	12.60MJ/kg (3,000kcal/kg)
燃 焼 ガ ス 冷 却 方 式	廃熱ボイラ式+減温塔	
ダイオキシン類除去方式	活性炭吹き込み+ろ過式集じん器 (バグフィルター)	
集 じ ん 方 式	ろ過式集じん器 (バグフィルター)	
塩化水素除去方式	乾式消石灰吹き込み	
脱 硫 方 式	同上	
脱 硝 方 式	自動燃焼制御	
飛 灰 処 理 方 式	薬剤処理 (重金属安定剤)	

【焼却処理施設 2/3】

公害防止監視装置		硫黄酸化物連続測定器 窒素酸化物連続測定器 塩化水素連続測定器 酸素連続測定器 一酸化炭素連続測定器 ばいじん連続測定器
公害防止基準	ばいじん	20mg/Nm <sup>3</sup> 以下
	塩化水素	700mg/Nm <sup>3</sup> 以下 (430ppm 以下)
	硫黄酸化物	K 値=6.42 以下
	窒素酸化物	250cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> 以下
	一酸化炭素	30ppm 以下
	ダイオキシン類	《排ガス》 0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 (自主規制) 《飛灰》 3ng-TEQ/g 以下
プラント用水		工業用水
排水処理方式		生活排水：下水道放流
		灰排水：浸出水処理施設へ
		ごみ汚水：炉内噴霧
余熱利用		発電、施設内給湯暖房、ロードヒーティング
ボイラー	基数	2基 (1炉1基)
	種類	自然循環型廃熱ボイラー
	蒸気発生量	17.8t/h (過熱蒸気、1基当たり)
	蒸気圧力	2.8MPa (過熱気出口)
	蒸気温度	300℃ (過熱気出口)
	伝熱面積	1,143 m <sup>2</sup> (過熱器、節炭器含む、1基当たり)
タービン	基数	1基
	種類	復水タービン
	出力	2,000kW
	蒸気消費量	14t/h
	入口蒸気圧力	2.6MPa
	入口蒸気温度	295℃
	排気蒸気圧力 (設計点)	25kPa
	蒸気復水器	強制空冷式
発電機	基数	1基
	種類	三相同期発電機
	出力	2,000kW
	電力	6,600V

【焼却処理施設 3/3】

発電余剰電力	ゼロワットパワー(株)に売却 (R4)
受電方式	一般高圧配電線一回線受電
契約電力	406kW (高圧) + 850kW (自家補)
契約種別	高圧電力 I + 自家発補給電力 B
非常用発電設備	500kW (ガスタービン)
主な自動化・電算化システム	搬入出車両自動計量 全自動ごみクレーン 焼却炉自動燃焼 データ処理 自動車両管制 全自動灰クレーン 施設管理運営システム

【破碎処理施設 1/2】

処理能力	75t/5h		
投入ごみ最大寸法	約 2m × 1m × 0.6m		
破碎ごみ最大寸法	15cm 以下		
設計ごみ質 (重量%)	粗大ごみ	金属類 (大型家電製品、自転車等)	30%
		木製品 (家具、木片等)	20%
		ガレキ類 (鉄筋コンクリート片、ブロック等)	25%
		プラスチック類 (容器、プラスチック製品)	10%
		その他 (たたみ、マットレス等)	15%
	不燃ごみ	金属類 (空き缶、小型家電製品等)	30%
		ガラス類 (再利用びん、ガラス片等)	40%
		ガレキ類 (陶磁器、土砂類)	15%
		プラスチック類 (袋、容器等)	5%
		可燃物 (木、竹、繊維類)	5%
その他 (分析不可物)	5%		
粗大ごみピット	容量	750m <sup>3</sup>	
	寸法	幅 6.5m × 奥行 12.2m × 深さ 10m	
不燃ごみピット	容量	1,000m <sup>3</sup>	
	寸法	幅 9.3m × 奥行 12.2m × 深さ 9.5m	
主要設備方式	受入供給方式	ごみクレーン、ダンピングボックス及びピット直投方式	

【破碎処理施設 2/2】

主要設備方式	破 碎 方 式	二軸低速回転式（一次破碎機）＋横型高速回転式（二次破碎機） ※一次破碎機の目的：高速回転の二次破碎機での爆発、火災等の事故防止及び二次破碎機での負荷変動の軽減 ※爆発防止対策 一次破碎機：空気希釈方式 二次破碎機：蒸気吹込式		
	搬 送 方 式	コンベア式		
	選 別 方 式	鉄 類	磁気選別方式＋風力選別方式	
		アルミ類	永久磁石選別方式＋風力選別方式	
		可燃物	トロンメル（回転式選別機）	
		不燃物	トロンメル＋風力選別方式	
	貯留搬出方式	可燃物	コンベアで焼却施設ごみピットへ搬送	
		不燃物	コンベアで焼却施設灰ピットへ搬送	
		鉄 類	金属圧縮機で圧縮し、成形品搬出装置で成形品ヤードに移送	
		アルミ類	同上	
集 じ ん 方 式	機械式集じん器＋ろ過式集じん器			
有 価 物 回 収	鉄及びアルミ売却			



【焼却残渣埋立処分場】

敷地面積	100,524 m <sup>2</sup>
埋立面積	55,730m <sup>2</sup> (1期 40,000m <sup>2</sup> 、2期 15,730m <sup>2</sup> )
埋立容積	294,600m <sup>3</sup> (1期 205,100m <sup>3</sup> 、2期 89,500m <sup>3</sup> )
埋立期間	約27年(1期約15年、2期約12年)
埋立構造	準好気性埋立(平地層状埋立方式)
埋立方法	サンドイッチ方式(セル方式併用)
埋立対象物	焼却灰、集じん灰薬剤処理物、浸出水処理施設の脱水汚泥
貯留構造物	表面遮水型盛土堤
遮水方式	遮水シート工法(高密度ポリエチレン、厚さ1.5mm、二重)
浸出水調整池	9,500 m <sup>3</sup> (1期 5,300m <sup>3</sup> 、2期 4,200m <sup>3</sup> )
漏水検知装置	地下水のpH及び電気導電率を連続測定



【浸出水処理施設】

建築面積	1期 408.52m <sup>2</sup> 、2期 799.50m <sup>2</sup>
延床面積	1期 595.25m <sup>2</sup> 、2期 799.50m <sup>2</sup>
処理能力	260m <sup>3</sup> /日（1基 130m <sup>3</sup> /日、2基 130m <sup>3</sup> /日）
設計流入水水質	pH 12.5、SS 300mg/ℓ、カルシウム 1,300mg/ℓ
処理水水質規制	下水道への排出水の規制値以下 （温度 45℃以下、pH 5～9、BOD 600mg/ℓ以下、その他）
処理方式	凝集沈殿＋砂ろ過処理
処理水放流先	公共下水道



(2) JFEリサイクルプラザ苫小牧（所在地：苫小牧市字沼ノ端2番地の25）

JFEリサイクルプラザ苫小牧は、ごみ処理施設の見学受付・案内をはじめ、大型ごみとして出された家具・自転車の修理・販売、牛乳パックからの手すきはがきづくりなどの各種体験講座、洋服等のリユース「ばくりっこ」（交換会）、053（ゼロごみ）リユース文庫の開設、リサイクル関連イベント等を実施しています。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、オンライン形式の出前講座やリサイクル講習を録画したDVD配布、公共施設からリサイクル自転車抽選の申込みを可能とするなど、様々な取組を行っています。

開設	平成11年4月
構造	鉄骨造 2階建
延床面積	2,347.5m <sup>2</sup>
施設内容	事務室、市民工房、環境情報室、修理室、展示室、エントランスホール、拠点回収コーナー、大会議室、小会議室等
事業内容	再生利用可能な大型ごみの修理・展示・提供 紙すきをはじめ各種体験講座 ごみ処理施設の見学受付・案内 洋服等のリユース「ばくりっこ」 053（ゼロごみ）リユース文庫



洋服等のリユース  
「ばくりっこ」



リサイクル自転車抽選販売会



リサイクル家具



(3) 沼ノ端清掃事務所（所在地：苫小牧市字沼ノ端2番地の25）

構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	1,106.56m <sup>2</sup>
施 設 内 容	事務室、会議室、書庫、0A室、休憩室、浴室、洗濯乾燥室等

【収集車車庫】

構 造	鉄骨造 平家建
延 床 面 積	1,127.00m <sup>2</sup>
施 設 内 容	収集車・パトロール車等車庫、工作作業室、物品庫、リサイクル品保管室



2 廃棄物埋立処分場（所在地：苫小牧市字柏原 13 番地・221 番地）

柏原埋立処分場は、「安定型産業廃棄物処分場」と「管理型一般廃棄物最終処分場」を保有しており、産業廃棄物処分場については平成 21 年 3 月末で受入を終了し、令和 4 年 7 月 1 日をもって廃止しました。

一般廃棄物最終処分場については、約 10,000～16,000 m<sup>2</sup>の 5 ブロックで形成されています。

処分場から出る浸出水は、集水管・集水柵を通じ約 5 km先の沼ノ端市街地にある公共下水道汚水管まで圧送して汚水処理されています。

なお、柏原埋立処分場の管理運営は、昭和 60 年 10 月 1 日より民間へ委託しています。

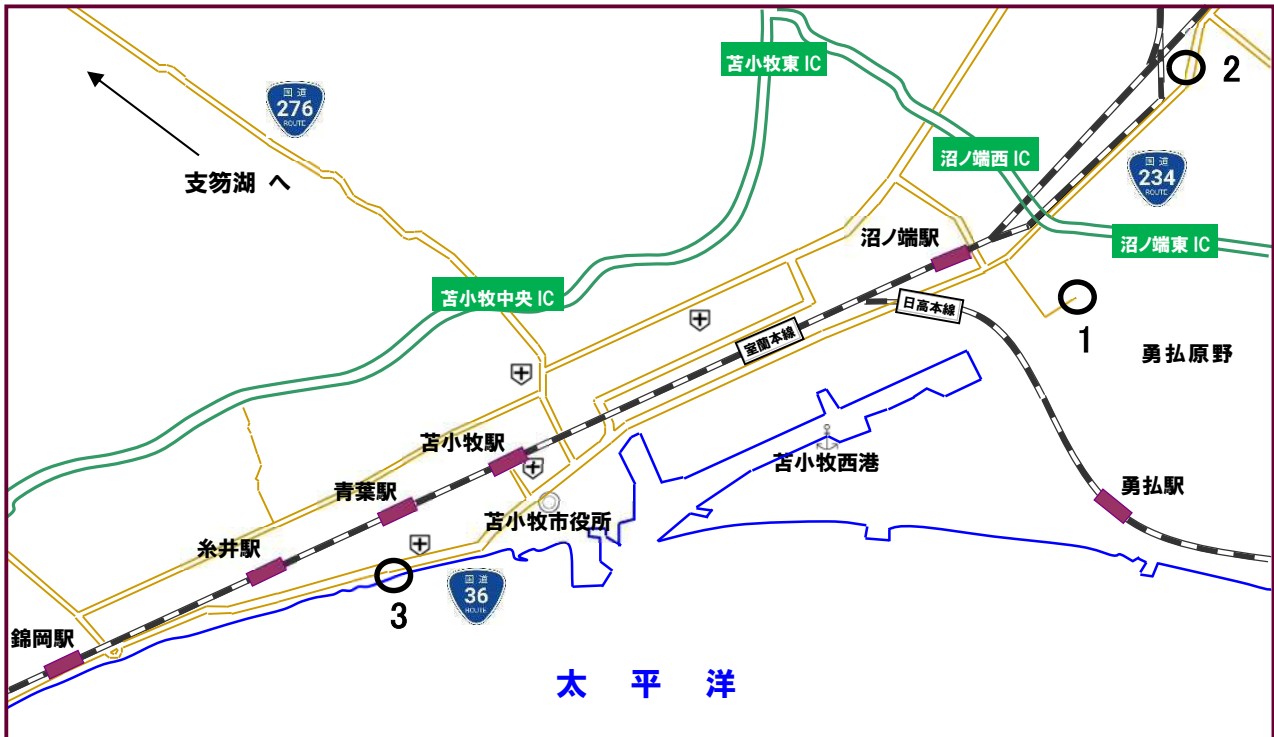
総面積	192,600m <sup>2</sup>	
埋立面積	131,100m <sup>2</sup>	
管理棟	木造モルタル造平家建 49.62m <sup>2</sup>	
詳細	産業廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
着工	昭和 58 年 8 月	昭和 60 年 6 月
完成	昭和 59 年 3 月	平成 20 年 8 月
埋立面積	51,000m <sup>2</sup>	60,065m <sup>2</sup>
埋立容量	426,671m <sup>3</sup>	474,638m <sup>3</sup>
使用開始	昭和 59 年 4 月	昭和 60 年 10 月
浸出水処理施設	なし	下水道幹線へ圧送
その他	受入停止：平成 21 年 3 月末 廃止：令和 4 年 7 月 1 日	第 1～4 ブロック 供用開始：昭和 60 年 10 月 (第 1 ブロック) 昭和 62 年 8 月 (第 2～4 ブロック) 埋立面積：44,320m <sup>2</sup> 埋立容量：359,923m <sup>3</sup> 受入停止：平成 21 年 10 月  第 5 ブロック 着工：平成 19 年 2 月 完成：平成 20 年 8 月 供用開始：平成 21 年 10 月 埋立面積：15,745m <sup>2</sup> 埋立容量：114,715m <sup>3</sup>



3 し尿・雑排水等処理施設（所在地：苫小牧市元町3丁目5番3号）

西町下水処理センター内にあるし尿・雑排水等処理施設は、家庭等から排出されるし尿や浄化槽汚泥・雑排水を受け入れるための施設であり、昭和43年5月に運転開始、昭和59年4月に新たな投入槽を築造しました。なお、し尿等の処理については、下水処理センターの汚水処理工程に混合し処理しています。

運 営 体 制	民間委託
処 理 方 式	前処理（消化方式）後、西町下水処理センターに圧送 32 ページ参照
処 理 能 力	170,000ℓ／日（し尿 98,000ℓ、浄化槽汚泥・雑排水 72,000ℓ）



## Ⅳ ご み 処 理

### 1 家庭ごみ

#### (1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ

昭和 49 年 (1974 年) 4 月	「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」分別収集モデル地区の開始
昭和 50 年 (1975 年) 11 月	分別収集の開始
平成 7 年 (1995 年) 8 月	市内全域の分別収集開始
平成 10 年 (1998 年) 11 月	市内中心 16 町の委託収集開始
平成 22 年 (2010 年) 4 月	市内全域の民間委託収集開始
平成 25 年 (2013 年) 7 月	家庭ごみの有料化開始 「燃やせないごみ」から「有害ごみ」を分離し無料回収
平成 30 年 (2018 年) 10 月	有害ごみの収集日を「燃やせるごみ」の日に変更 おむつ類を「燃やせるごみ」の日に分離し無料回収

#### (2) 資源物

##### ① 缶・びん・ペットボトル・紙パック

平成 9 年 (1997 年) 4 月	容器包装リサイクル法の施行に伴い、「缶・びん」、「紙パック」の収集の開始 (月 1 回) 苫小牧市資源化センター運用開始
平成 10 年 (1998 年) 11 月	市内全域の民間委託収集開始
平成 13 年 (2001 年) 4 月	「ペットボトル」の収集を開始 資源物の収集を月 2 回に変更
平成 29 年 (2017 年) 4 月	苫小牧市資源化センターを廃止 収集後の中間処理を民間へ委託
平成 30 年 (2018 年) 10 月	「缶」と「びん」を別袋で回収に変更

##### ② プラスチック類

平成 22 年 (2010 年) 4 月	市内全域の「プラスチック類」分別収集開始 (週 1 回) 収集後の中間処理は民間へ委託
平成 23 年 (2011 年) 4 月	一部地区の民間委託収集開始
平成 26 年 (2014 年) 4 月	市内全域の民間委託収集開始

##### ③ 紙類

平成 25 年 (2013 年) 7 月	市内全域の「紙類」分別収集開始 (月 2 回) 収集後の資源化処理は民間施設へ搬入し資源化
平成 28 年 (2016 年) 7 月	月に第 5 週がある場合は 3 回収集開始

##### ④ せん定枝

平成 25 年 (2013 年) 7 月	電話申込による「せん定枝」無料収集の開始 収集後の資源化処理は民間施設へ搬入して資源化
平成 28 年 (2016 年) 7 月	電話受付を民間へ委託

#### (3) 大型ごみ

昭和 46 年 (1971 年) 9 月	「大型ごみ」分別収集開始
昭和 50 年 (1975 年) 4 月	収集回数を年 3 回へ変更
昭和 63 年 (1988 年) 1 月	電話による随時申込、回収へ変更
平成 14 年 (2002 年) 1 月	ステッカー方式による有料化の開始 電話受付、収集業務を民間へ委託

(4) 家庭ごみ有料化と新たな分別回収

① 経緯

本市では、昭和 44 年以降、家庭から排出される一般廃棄物については、無料で収集・処理してきました。

しかし、循環型社会を構築するために、更なるごみ減量とリサイクル推進に取り組む必要性が高まり、平成 22 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみ減量施策の一つとして、家庭ごみの有料化を掲げています。

平成 22 年 9 月には、苫小牧市廃棄物減量等推進審議会に対し「家庭ごみ有料化について」を諮問し、平成 23 年 3 月に「家庭ごみを有料化し、大幅なごみ減量を目指すべき」との答申を受けたことから、「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」及び「家庭ごみ有料化実施計画（案）」を策定し、同年 7 月から 10 月の間に市民説明会やパブリックコメント等を実施しました。

平成 23 年 11 月には、市民からの意見等を踏まえ、「家庭ごみ有料化実施計画」を策定し、平成 24 年 2 月に「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成 25 年 7 月から家庭ごみの有料化を開始しました。

また、家庭ごみの有料化と併せて、紙類とせん定枝の資源回収を開始しています。

なお、紙類については、「リサイクル推進」、「分別の容易さ」、「分別拡大費用」、「紙類市内循環システムの構築」という 4 つの観点から検討した結果、回収した紙類を全て固形燃料にリサイクルしています。せん定枝については、木質チップや固形燃料などにリサイクルしています。

② 対象と手数料

有料化の対象となるごみは、一般家庭から出される「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」で、指定ごみ袋容量 10 当たり 2 円となっています。

また、最大容量 40ℓ の指定ごみ袋に入らない全ての品目が大型ごみとなります。

苫小牧市有料指定ごみ袋				
サイズ	1 枚単価	セット価格		
5ℓ	10 円	1 袋	10 枚入り	100 円
10ℓ	20 円	1 袋	10 枚入り	200 円
20ℓ	40 円	1 袋	10 枚入り	400 円
30ℓ	60 円	1 袋	5 枚入り	300 円
40ℓ	80 円	1 袋	5 枚入り	400 円



大 型 ご み	
区 分	手数料の額
・最大容量（40ℓ）の苫小牧市有料指定ごみ袋に入らないもの ・最大の辺の長さ又は径が 1 m 以下のもの	300 円/点
・最大の辺の長さ又は径が 1 m を超え 2 m 以下のもの	600 円/点

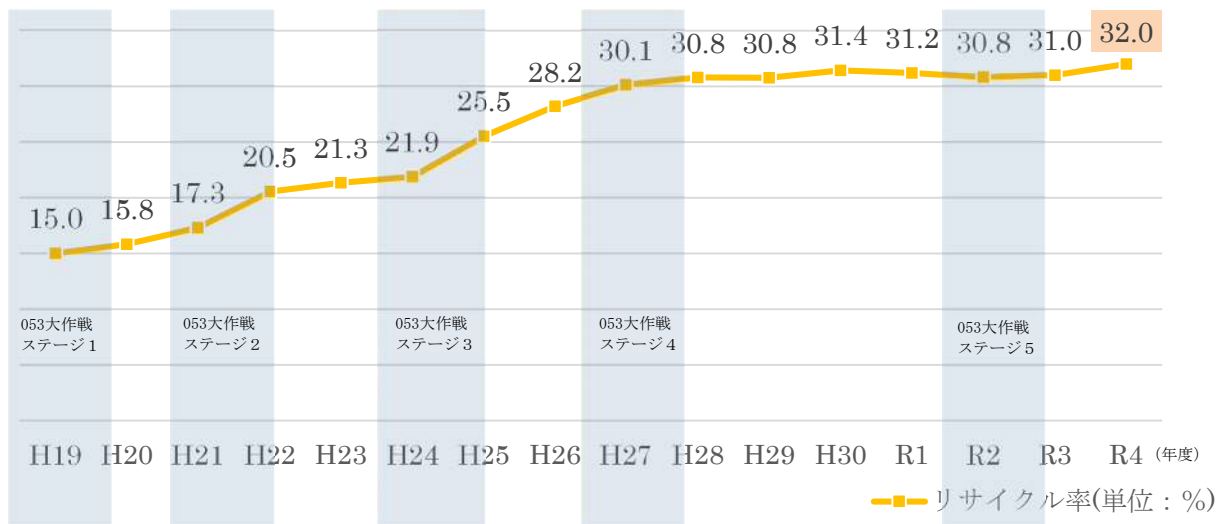
③ 減免等支援事業

自然災害や火災等に伴い発生する罹災ごみは、手数料又は費用の全部又は一部を免除することができます。また、環境美化活動で集められたごみについては、ボランティア清掃用ごみ袋を無償で配布しています。さらに、おむつ類を利用される方の負担軽減を目的として、平成30年10月からおむつ類の無料収集を開始しています。

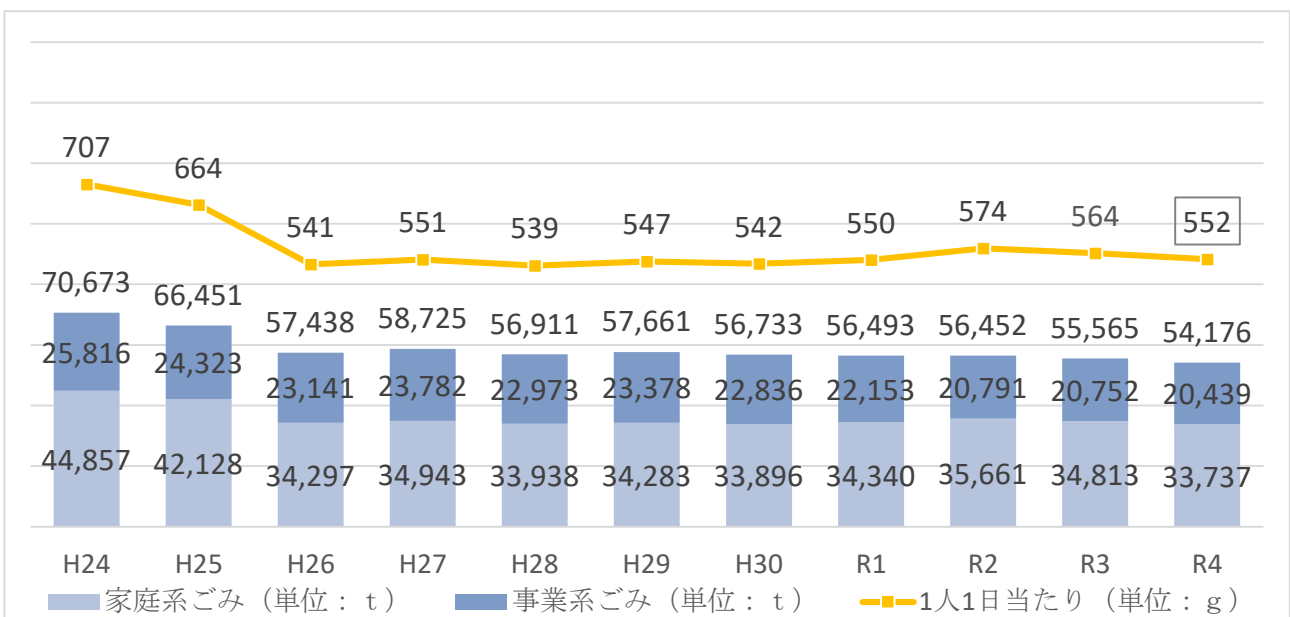
④ 家庭ごみ有料化以降の展開と経過

平成25年7月の有料化から8年が経過し、この間、053大作戦や各種イベント、出前講座など、様々な周知活動を実施した結果、市民のごみ分別・適正排出に対する意識の向上が図られました。その結果、有料化以降は、家庭ごみ排出量が大幅に減量し、令和4年度は家庭ごみの排出量が33,737tで、1人1日当たりのごみ量に換算すると552g、リサイクル率は32.0%となりました。

⑤ 本市のリサイクル率の推移



⑥ 本市のごみ排出量及び1人1日当たりの排出量の推移



令和4年度 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 552g

(5) ふれあい収集

平成 21 年 4 月から、ごみの排出が困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等を対象に、市職員が自宅を訪問して直接ごみを収集する「ふれあい収集」を実施しています。

なお、収集する際には安否確認の声掛けを行うなど、ふくし的な観点も備えた事業であります。

	H30	R1	R2	R3	R4
総世帯	654	687	703	738	771
開始世帯	174	167	173	207	221
終了世帯	130	134	157	172	188

(6) 家庭ごみ戸別収集

家庭ごみの適正な分別排出の促進及び高齢者や障がい者等のごみ出し負担の軽減を目的とし、平成 28 年 7 月から一部区域で戸別収集を導入しています。その後、収集の効率化に向けて、狭隘道路にあるごみ容器のステーション化やごみ容器の設置場所を改めて周知するなど、収集作業の効率化や負担軽減に資するよう改善に取り組んできました。

コロナ禍の影響等により、戸別収集の全市拡大は一時凍結していましたが、今後の超高齢社会におけるごみ出し困難者の対策として、その必要性が更に高まることが予想されることから、令和 6 年度から高齢者を対象に、戸別収集を段階的に拡大することとしています。

(7) 事業系一般廃棄物

平成 12 年 7 月に条例を改正し、事業系一般廃棄物については全て事業者の排出責任となりました。事業系一般廃棄物の排出は、事業者が自ら処理施設に搬入する方法、または本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する方法の何れかとなりました。なお、平成 25 年 7 月、ごみ処理手数料を 220 円/20 kg から 140 円/10 kg へ改定しています。

(8) 広域処理による受け入れ

本市東側に隣接する旧早来町・厚真町・旧追分町の三町は、従来から一部事務組合を構成しごみ処理を実施していましたが、ダイオキシンなど国の環境基準が強化されたことに伴い、平成 11 年 8 月、三町のごみを本市で広域的に処理するよう要請されました。

本市の施設におけるダイオキシン対策は適正であり、かつ十分なごみ処理能力を有していること、さらには北海道からの広域処理推進要請の観点から、地域住民の合意を得て、平成 13 年 1 月に協定書に調印、平成 13 年 7 月から東胆振三町の広域処理を開始しました。

なお、旧早来町と旧追分町は市町村合併し、現在は安平町となっています。

(9) ごみの分別区分

家庭系ごみ	燃やせるごみ	塵芥類等の可燃性ごみ 有料指定ごみ袋で排出 週2回の収集 搬入先は沼ノ端クリーンセンター
	有害ごみ	スプレー缶、ライター、電子たばこ、水銀式体温計、電池等 透明又は半透明の袋で排出 週2回（燃やせるごみと同じ日）の収集 電池は、別袋の透明又は半透明の袋で排出 搬入先は沼ノ端クリーンセンター
	おむつ類	紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、お尻拭き等 透明又は半透明の袋で排出 週2回（燃やせるごみと同じ日）の収集 搬入先は沼ノ端クリーンセンター
	燃やせないごみ	金属類等の不燃物、破砕不適物 有料指定ごみ袋で排出 月1回の収集 搬入先は沼ノ端クリーンセンター
	資源物	缶、びん、ペットボトルを、それぞれの品目ごとに透明又は半透明の袋で排出 紙パックはひもで縛り、袋に入れず排出 月2回の収集。搬入先は明円工業㈱
		プラスチック製容器包装及びプラスチック単体 透明又は半透明の袋で排出 週1回の収集。搬入先は明円工業㈱
		紙類。（主要古紙、紙パック、銀色加工されている紙など除く紙） 透明又は半透明の袋で排出 月2回又は第5週の収集日がある場合は、月3回の収集 搬入先は㈱苫小牧清掃社
	大型ごみ	家庭から出される電気製品（家電4品目以外）や、家具類のうち、最も大きい有料指定ごみ袋（40ℓ）に収めることができず、かつ、重量が100kg未満のものを電話申込により有料で戸別収集 最大の辺の長さ又は径が1m以下のものは300円 最大の辺の長さ又は径が1mを超え2m以下のものは600円 搬入先は沼ノ端クリーンセンター
	せんだい枝	家庭の樹木をせんだした枝で、1m以下に切り揃え、1m以内のひもで束にしたものを電話申込により無料で戸別収集 搬入先は㈱イワクラ
事業系一般廃棄物	排出者自ら又は本市の一般廃棄物収集運搬許可業者により、処理施設へ搬入	



2 令和4年度ごみ収集・処理実績  
(1) ごみ搬入量実績

R4年度 前年比%	一般廃棄物												合計 54,176 △ 2.5	広域 ごみ 2,480 △ 0.7											
	燃やせるごみ			燃やせないごみ			大型ごみ			資源物					プラスチック			紙類			せん定枝				
	計			計			計			計					計			計			計				
	直営	委託	許可	直営	委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可			委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可	
152	23,081	18,379	41,612	12	1,073	995	2,080	301	292	593	2,290	122	2,412	2,871	9	2,880	1,715	80	164	31,411	19,797	51,372	2,804	54,176	
7.9	△ 3.4	△ 0.4	△ 2.1	110.9	△ 5.7	△ 19.9	△ 12.8	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.1	△ 1.9	△ 2.1	△ 1.4	△ 8.4	△ 1.4	△ 3.4	△ 11.7	11.9	△ 3.2	△ 1.6	△ 2.6	△ 1.5	△ 2.5	
141	23,890	18,454	42,485	6	1,138	1,242	2,386	301	295	596	2,340	124	2,465	2,911	10	2,920	1,776	91	147	32,447	20,125	52,719	2,847	55,565	
前年比%	△ 23.5	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.6	42.3	△ 8.7	0.5	△ 4.1	△ 6.1	12.9	△ 2.3	△ 2.9	△ 2.4	△ 0.8	△ 24.5	△ 0.9	△ 3.2	△ 17.6	△ 22.1	△ 1.5	0.1	△ 1.0	△ 11.3	△ 1.6	
184	24,112	18,465	42,761	4	1,247	1,236	2,487	321	261	582	2,396	128	2,524	2,933	13	2,946	1,834	110	188	32,953	20,103	53,244	3,208	56,452	
前年比%	1.7	1.9	△ 7.4	△ 2.3	33.3	7.2	9.3	8.3	19.3	△ 9.4	4.5	2.6	△ 7.9	2.0	1.9	44.4	2.0	△ 2.6	15.8	2.2	2.1	△ 6.5	△ 1.3	26.8	△ 0.1
181	23,651	19,937	43,769	3	1,163	1,131	2,297	269	288	557	2,335	139	2,474	2,879	9	2,888	1,882	95	184	32,274	21,504	53,962	2,530	56,493	
前年比%	△ 1.1	1.7	△ 2.8	△ 0.4	△ 88.5	△ 14.5	△ 12.3	△ 14.2	1.9	16.1	8.8	1.1	11.2	1.6	2.0	△ 30.8	1.8	△ 1.8	△ 17.4	△ 12.0	0.7	△ 3.1	△ 0.9	10.9	△ 0.4
183	23,259	20,518	43,960	26	1,360	1,290	2,676	264	248	512	2,309	125	2,434	2,823	13	2,836	1,917	115	209	32,047	22,194	54,450	2,282	56,733	
H30年度																									

(2) ごみ処理量実績

R4年度 前年比%	ごみ処理量												合計 54,176 △ 2.5	リサイ クル率 (%) ※6 32.0																	
	燃やせるごみ			燃やせないごみ			大型ごみ			資源物					プラスチック			紙類			せん定枝										
	計			計			計			計					計			計			計										
	直営	委託	許可	直営	委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可			委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可	委託	許可							
42,524	913	3,640	7,099	10,739	54,176	9,295	94	3	134	64	1,978	11,568	3,862	106	2	0	3,970	725	26	404	636	509	2,514	137	1,715	80	40	6,788	22,326	32.0	
前年比%	△ 2.0	△ 18.6	△ 3.8	△ 2.3	△ 2.8	△ 2.5	2.9	△ 5.5	21.2	7.9	△ 1.9	47.7	8.5	△ 3.5	△ 0.8	5.5	△ 63.6	△ 3.4	△ 2.4	△ 8.3	△ 1.2	△ 5.2	△ 7.7	△ 3.0	△ 6.7	△ 3.5	△ 11.2	11.2	△ 3.7	2.3	
43,391	1,122	3,784	7,269	11,052	55,565	9,036	99	2	124	65	1,339	10,666	4,003	107	2	1	4,112	743	29	409	671	552	2,593	147	1,776	91	36	7,047	21,825	31.0	
前年比%	△ 0.8	△ 0.4	△ 8.3	△ 2.3	△ 4.4	△ 1.6	0.0	14.6	△ 13.7	38.0	46.5	12.4	2.1	△ 5.1	△ 5.7	△ 64.0	100.0	△ 5.2	△ 2.7	△ 5.7	△ 1.9	△ 2.8	0.2	1.6	△ 12.8	△ 3.2	△ 17.8	3.3	△ 1.5	△ 0.5	
43,761	1,126	4,126	7,439	11,565	56,452	9,033	87	2	90	45	1,191	10,448	4,216	113	6	1	4,336	763	30	417	690	551	1,894	169	1,894	110	35	7,153	21,937	30.8	
前年比%	△ 1.9	8.8	18.1	1.1	6.6	△ 0.1	2.7	11.8	△ 81.1	△ 14.6	△ 44.9	△ 25.4	△ 2.0	△ 11.0	2.4	△ 82.2	△ 100.0	△ 11.3	10.9	1.9	2.1	3.6	12.6	1.9	20.6	△ 2.5	15.4	△ 23.9	2.9	△ 2.5	
44,605	1,034	3,494	7,358	10,853	56,493	8,791	78	13	105	81	1,597	10,666	4,736	111	31	9	4,888	688	30	409	666	489	2,506	140	1,882	95	46	6,950	22,503	31.2	
前年比%	△ 0.4	△ 11.5	0.6	0.6	△ 0.4	2.7	7.9	△ 34.4	18.5	23.1	△ 0.3	2.5	△ 8.9	△ 12.1	20.8	100.0	△ 8.8	△ 3.3	△ 3.8	△ 0.6	△ 4.8	2.6	0.5	△ 8.5	△ 1.8	△ 17.0	1,040.0	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	
44,777	1,169	3,474	7,313	10,787	56,733	8,560	72	20	89	66	1,602	10,409	5,198	126	26	8	5,358	712	31	411	699	477	2,493	153	1,917	115	4	7,012	22,779	31.4	
H30年度																															

※1 29年度から民間へ処理を委託（民間中間処理施設）

※2 資源化等を行う施設を踏まえに直接再生業者等に搬入されたもの（拠点回収等・上質古紙・店頭回収）

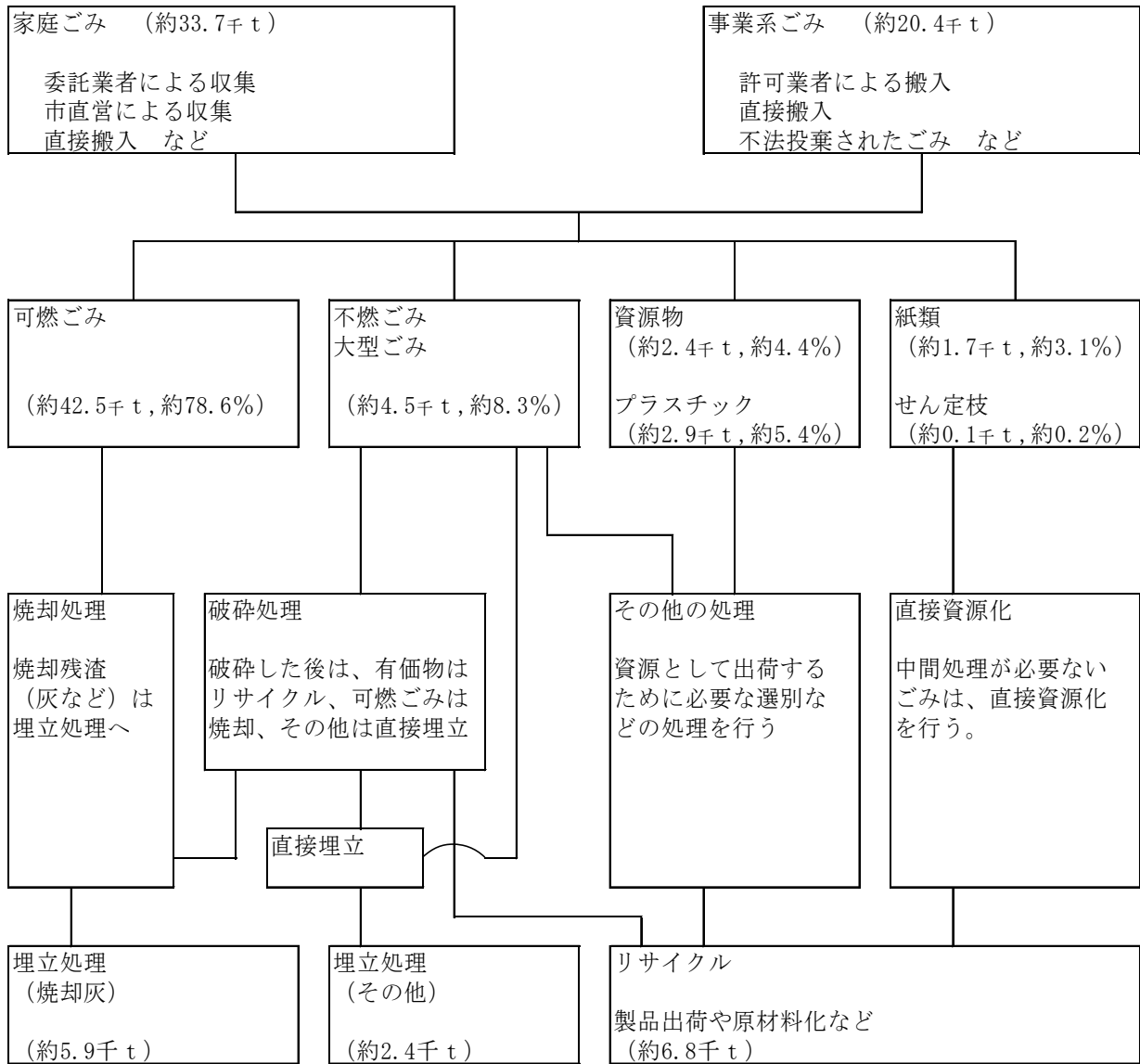
※3 廃食油・古布・小型電子機器・蛍光灯管等（28年度より刈草・家畜等追加）

※4 ビールケース・鉄・パレットリレー等

※5 29年度から、紙パック・金属類・びん類・ペットボトルを民間へ処理を委託

※6 リサイクル率(%)=(中間処理後再生利用量+直接資源化量+集団回収量)÷(ごみ処理量+直接資源化量+集団回収量)×100

(3) 苫小牧市で発生した一般廃棄物の処理の流れ



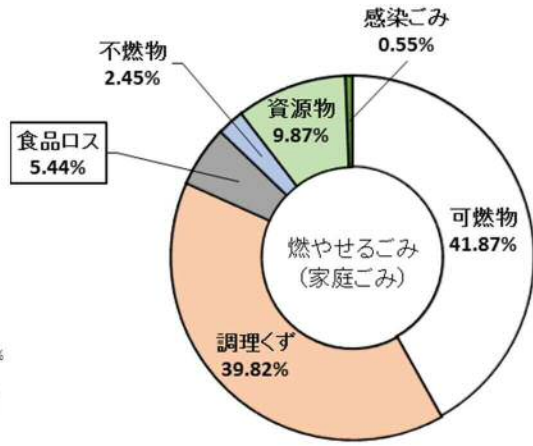
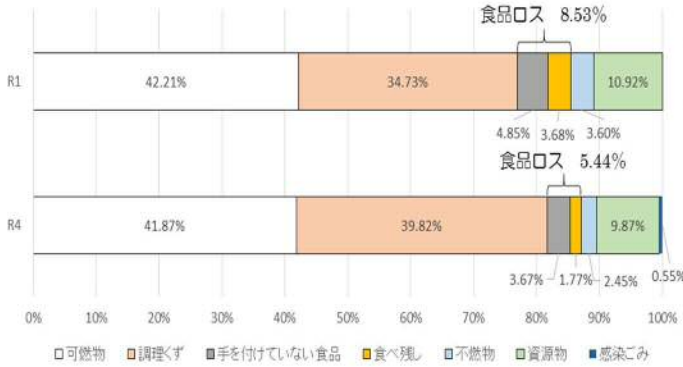
3 苫小牧市の一般廃棄物の推移  
 (1) 年度ごとのごみ量

(単位：t)

		H30	R1	R2	R3	R4
家庭ごみ	燃やせるごみ	23,656	24,059	24,652	24,356	23,572
	燃やせないごみ	1,800	1,656	2,129	1,849	1,784
	プラスチック	2,823	2,879	2,933	2,911	2,870
	紙類	1,917	1,882	1,834	1,776	1,715
	資源物	2,435	2,450	2,531	2,448	2,383
	大型	1,266	1,414	1,583	1,473	1,413
	計	33,896	34,340	35,661	34,813	33,737
事業系ごみ	燃やせるごみ	21,120	20,547	19,109	19,035	18,951
	燃やせないごみ	1,291	1,135	1,244	1,248	1,045
	その他	425	472	438	469	443
	計	22,836	22,153	20,791	20,752	20,439
合計		56,733	56,493	56,452	55,565	54,176

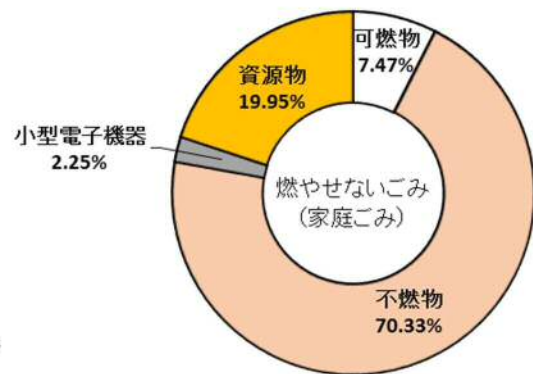
(2) ごみの組成分析

① 家庭ごみ (燃やせるごみ)



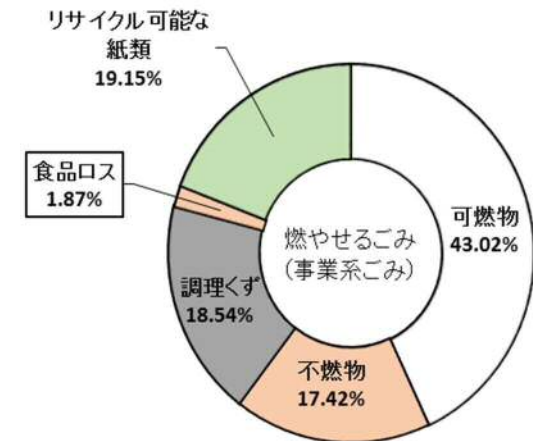
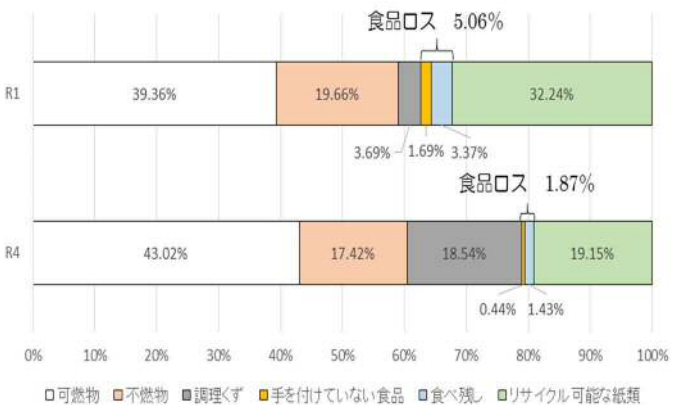
燃やせるごみ (家庭ごみ) の組成割合 (令和4年度)

② 家庭ごみ (燃やせないごみ)



燃やせないごみ (家庭ごみ) の組成割合 (令和4年度)

③ 事業系ごみ (燃やせるごみ)



燃やせるごみ (事業系ごみ) の組成割合 (令和4年度)

組成分析の調査方法

- ・家庭ごみ：各年、市内の5地区を選定し、その地区のごみステーションから種別ごとに回収し、サンプリングを行う。
- ・事業系ごみ：指定日に沼ノ端クリーンセンターへ搬入された事業系一般廃棄物の中から100kg程度回収し、サンプリングを行う。

4 令和4年度 沼ノ端クリーンセンター運転実績

(1) 月別運転状況 (焼却施設)

(単位：t)

	搬入量			焼却量			燃滓搬出量			燃滓率 (%)
	月計量 (A)	日数 (B)	日量 (A/B)	月計量 (A)	日数 (B)	日量 (A/B)	月計量 (A)	日数 (B)	日量 (A/B)	
4月	3,611.65	27	133.76	4,546.68	30	151.56	580.73	18	32.26	12.77
5月	3,930.49	26	151.17	3,519.28	31	113.53	495.22	13	38.09	14.07
6月	3,840.19	26	147.7	4,549.10	25	181.96	651.00	18	36.17	14.31
7月	3,992.42	26	153.55	4,090.57	31	131.95	537.02	15	35.8	13.13
8月	4,302.28	27	159.34	4,880.27	31	157.43	661.76	17	38.93	13.56
9月	4,000.64	26	153.87	4,054.45	30	135.15	464.49	15	30.97	11.46
10月	3,827.24	27	141.75	4,604.16	26	177.08	568.76	15	37.92	12.35
11月	3,535.05	26	135.96	3,133.20	30	104.44	369.43	12	30.79	11.79
12月	3,635.92	27	134.66	4,685.69	31	151.15	569.04	18	31.61	12.14
1月	3,476.04	25	139.04	3,212.40	31	103.63	342.51	11	31.14	10.66
2月	2,937.26	24	122.39	3,739.98	28	133.57	362.33	12	30.19	9.69
3月	3,535.50	27	130.94	3,236.83	31	104.41	344.32	14	24.59	10.64
合計	44,624.68	314	142.12	48,252.61	355	135.92	5946.61	178	33.41	-
平均	3,718.72	26		4,021.05	30		495.55	15		

(2) 月別運転状況 (破碎施設)

(単位：t)

	搬入量			破碎量			搬出量					合計	※物種有※ 破碎不適物	※物種有※
	月計量 (A)	日数 (B)	日量 (A/B)	月計量 (A)	日数 (B)	日量 (A/B)	焼却対象 ごみ量	※破碎不燃物	有価物回収量					
									鉄類	アルミ類	計			
4月	461.63	27	17.10	563.34	15	37.56	379.14	133.94	46.25	4.01	50.26	563.34	7.87	13.23
5月	443.20	26	17.05	566.60	15	37.77	367.62	143.16	50.99	4.83	55.82	566.60	12.56	21.79
6月	404.06	26	15.54	464.74	12	38.73	302.86	107.70	49.74	4.44	54.18	464.74	7.35	12.88
7月	378.06	26	14.54	408.65	8	51.08	252.68	109.10	42.90	3.97	46.87	408.65	11.00	15.37
8月	388.24	27	14.38	595.74	12	49.65	384.24	146.29	59.96	5.25	65.21	595.74	6.19	9.90
9月	417.23	26	16.05	390.09	9	43.34	277.30	79.78	30.16	2.85	33.01	390.09	10.71	13.02
10月	412.74	27	15.29	498.51	12	41.54	332.80	122.85	38.84	4.02	42.86	498.51	11.06	16.18
11月	376.78	26	14.49	517.15	15	34.48	322.27	132.06	57.34	5.48	62.82	517.15	11.62	19.69
12月	381.31	27	14.12	429.21	13	33.02	252.42	127.29	44.84	4.66	49.50	429.21	4.26	11.64
1月	283.09	25	11.32	415.93	15	27.73	252.67	126.52	32.98	3.76	36.74	415.93	1.45	8.29
2月	222.17	24	9.26	138.67	3	46.22	71.88	46.90	17.27	2.62	19.89	138.67	2.22	6.20
3月	365.53	27	13.54	430.91	11	39.17	283.18	108.30	35.78	3.65	39.43	430.91	7.12	20.25
合計	4,534.04	314	172.67	5,419.54	140	480.29	3,479.06	1,383.89	507.05	49.54	556.59	5,419.54	93.41	168.44
平均	377.84	26		451.63	12		289.92	115.32	42.25	4.13	46.38	451.63	7.78	14.04

(3) 月別埋立状況

	埋立処分量（沼ノ端）					埋立処分量 （柏原）	
	焼却灰		脱水汚泥		合計	不燃物	
	沼ノ端クリーンセンター					t	台
	t	台	t	台	t	t	台
4月	580.73	72	12.71	3	593.44	225.12	66
5月	495.22	61	10.58	2	505.80	363.65	98
6月	560.86	83	9.96	2	570.82	256.26	73
7月	537.02	70	13.32	3	550.34	135.99	44
8月	661.76	94	15.10	3	676.86	202.82	62
9月	464.49	64	20.27	4	484.76	195.11	62
10月	568.76	79	9.31	2	578.07	203.93	58
11月	369.43	51	14.05	3	383.48	184.30	56
12月	569.04	78	10.79	2	579.83	142.71	41
1月	342.51	48	7.44	1	349.95	134.47	34
2月	362.33	50	6.63	1	368.96	55.03	19
3月	344.32	48	5.51	1	349.83	335.34	98
合計	5,856.47	798	135.67	27	5,992.14	2,434.73	711

## V 活 動 ・ 啓 発

### 1 春・秋の大掃除及び「ゼロごみの日」

清潔で住みよいまちづくりのため、市民が自主的に清掃活動に参加することで、環境美化意識の高揚を図ることを目的として、昭和 62 年度より大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定め、平成 24 年度からは一斉清掃の日を「ゼロごみの日」と改称しました。

また、毎年、春と秋に町内会や企業などが協力して、市内の道路・公園・空き地などを一斉に清掃しています。

(参加人員数)

	H30	R1	R2	R3	R4
春の大掃除月間	11,026人	16,187人	中止	8,313人	13,467人
秋の大掃除月間	13,990人	14,983人	13,889人	13,183人	13,534人

### 2 苫小牧市ぼい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正とPR

本条例は、清潔で快適な生活環境の形成を図るため、ぼい捨て禁止及び散乱防止についての市民・事業者の責務を規定し、平成 10 年 10 月 1 日に施行し、平成 28 年 4 月 1 日付で、本条例の一部を改正しました。

なお、この条例改正に伴い、新たなぼい捨て防止看板の設置を行い、ぼい捨ての未然防止に努めています。

#### 主な改正内容

- 市は、事業者や市民の環境美化活動に対して積極的に支援していくこと。
- 空き地等へのぼい捨てを未然に防ぐため、土地所有者等も市の施策に協力しなければならないこと。
- 市は、ぼい捨てを行った者に対し、市が指導、勧告及び命令できること。



### 3 分別意識の徹底

ごみの減量やリサイクルを推進するには、排出者による分別ルールへの遵守が重要です。

このため、市の清掃指導員による現地指導をはじめ、「クリーンとまこまい」や「ごみ収集カレンダー」等の市民向け各種資料やリーフレットを配布するほか、出前講座や各種イベント等で啓発活動を行い、市民に分別意識の浸透を図っています。

令和 4 年度の苫小牧市のリサイクル率は、32.0%で道内主要 10 市の中では 1 位となっています。

また、令和 2 年 10 月からは、スマートフォン向けの「ごみ分別アプリ・053City」を導入し、令和 5 年 3 月末時点で、累計 11,976 件ダウンロードされています。

### 4 「053 (ゼロごみ) 通信」の発行

ごみの分別への意識啓発及びリサイクルの推進を図るため、ごみ分別アプリや 053 ファイブの YouTube や Instagram、資源物の回収拠点の紹介など清掃事業に関するトピックを発信する「053 (ゼロごみ) 通信」を、ごみ収集カレンダーに掲載し、市民に情報発信をしています。

5 不法投棄防止活動の実施

不法投棄等監視パトロールや不法投棄防止看板・監視カメラの設置、地域情報誌への掲載による啓発、警察等関係機関と連携した対応に加え、日本郵便(株)苫小牧郵便局、北海道電力(株)苫小牧支店との協定締結による不法投棄対策の強化や、市民からの不法投棄に関する情報提供を目的として、平成 25 年度に「不法投棄専用ダイヤル 53-0530 (ごみゼロごみゼロ)」を開設し、不法投棄防止対策として実施しています。

令和 4 年度の不法投棄発生状況は 58 件で、不法投棄通報件数は 47 件となっています。

6 不適正排出防止に向けた取組

共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会を通じて共同住宅居住者の排出マナーの向上と良好な居住環境確保を図るための取組を実施しています。

また、不適正排出を防止するため平成 27 年度から、ごみの排出状況が良好な共同住宅のごみステーションを優良ごみステーションとして認定し、啓発活動として取り組んでいます。

令和 4 年度末時点での優良ごみステーションは 26 ヶ所となっています。



7 沼ノ端クリーンセンター見学会の開催

ごみ減量とリサイクルの大切さについて市民理解を深めるため、町内会、各種団体、小・中学校等を対象にごみ処理施設を見学していただき、ごみの受入れから処理までの工程を説明する見学会を開催しています。

令和 4 年度の施設見学件数は 28 件でした。

8 出前講座の実施

町内会や市民団体等へ職員が講師として現地に伺い、ごみの減量と分別、リサイクル、生ごみ堆肥化などをテーマとした出前講座を開催しております。

参加者に実践していただくことで、ごみに関する理解を深め、意識啓発に努めています。

また、次世代市民に対しては、小学校低学年、高学年、中学校と学年に応じた講座を開催し、環境教育を推進しています。

令和 4 年度の出前講座の件数は 20 件でした。

9 4 R 運動の推進

従来から、リデュース (出さない)・リユース (再利用する)・リサイクル (再生する) と 3 R 運動を推進してきましたが、平成 24 年度からリフューズ (もらわない) を加え、4 R 運動を推進しています。

10 生ごみ 3 きり運動の推進

生ごみの減量対策として、平成 26 年度から、「使いきり」「食べきり」「水きり」の 3 つの「きり」を合言葉に、「生ごみ減量 3 きりプチダイエット」を推進しています。

11 食品ロス削減運動の推進

食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンター等で消費期限が 2 か月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施しているほか、各種イベントや出前講座において、食品ロス削減の啓発事業を行いました。

また、売れ残りによる食品の廃棄を減らすため、食品ロス対策事業を実施しています。

食品小売店等から食品の売りきりに関する情報提供を受け、ごみ分別アプリの通知機能で定期的に知らせています。



12 053（ゼロごみ）推進事業の実施

「ごみの減量・リサイクルの推進・まちの環境美化」を基本テーマとし、まちぐるみで取り組む053（ゼロごみ）大作戦を平成19年度から開始しています。

なお、平成21年度にステージ2、平成24年度にステージ3、平成27年度にステージ4を実施し、令和2年度はステージ5を実施しました。

※ 参考 ～053（ゼロごみ）の由来～

北海道教育大学の教授が出版した本の中で、「苫小牧の郵便番号は053であり、ゼロごみの町と訳して、美しい太平洋の自然にふさわしいごみのない町になるように」と記されており、郵便番号にちなんだ053を本市の環境標語としています。

13 環境戦隊053ファイブ

環境戦隊053（ゼロごみ）ファイブとは、本市のオリジナルヒーローであり、子ども達への環境教育の一環として、ごみの減量とリサイクルに加え、ぼい捨て禁止など環境美化に対する意識を醸成することを目的に活動しています。

具体的には、保育園や幼稚園などに出向き出前講座を行うほか、市内のイベント会場等において意識啓発に努めています。



## VI ごみの減量とリサイクル

### 1 審議会等

#### (1) 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

本市では、ごみの減量・再生利用等について、市民から幅広く意見を聞くため、条例に基づき、苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会は、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されており、任期は2年です。

令和3年7月から第14次審議会となっています。

#### (2) 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

ごみの減量と資源化を全市的な運動とすることを目的に、各資源回収登録団体及び回収事業者から成る苫小牧資源リサイクル協同組合で構成されており、市が事務局を担っています。

この協議会では、町内会等の団体において、集団回収活動が効率よく行われるよう、情報提供等を行っています。

#### ① 資源回収団体実績

	H30	R1	R2	R3	R4
登録団体	248 団体	253 団体	245 団体	228 団体	223 団体
リサイクルハウス設置助成数	0 台	3 台	2 台	1 台	0 台
資源回収団体奨励金交付額	15,945,498 円	14,590,168 円	12,967,425 円	12,322,263 円	11,903,490 円
助成対象団体	225 団体	214 団体	208 団体	198 団体	197 団体

#### ② 資源の回収状況

(単位：t)

	H30	R1	R2	R3	R4
新聞紙	3,489	3,110	2,712	2,570	2,469
雑誌	274	284	225	202	202
ダンボール	1,362	1,295	1,246	1,203	1,164
紙パック	46	42	29	27	27
びん類	26	24	5	2	2
アルミ類	118	108	105	103	104
回収量	5,315	4,863	4,322	4,107	3,968

## 2 苫小牧市環境美化活動事業

生活環境の美化及び保全に関する活動について、市と町内会又は自治会が協働し、地域の大掃除やごみステーションのパトロールなどを行うとともに、情報共有に努めています。また、その取組を推進するため、環境美化活動事業助成金を町内会や自治会の世帯数に応じ交付しています。

	H30	R1	R2	R3	R4
助成金交付額	9,828,000 円	9,878,000 円	9,877,000 円	9,898,000 円	9,909,000 円
参加団体数	80 団体	80 団体	80 団体	80 団体	80 団体

## 3 生ごみの減量・堆肥化

### (1) 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）及び生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付しています。

#### ① 生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）

生ごみ堆肥化容器の購入助成を、平成4年度から実施しています。1個の購入金額の2分の1（3,000円を上限）を助成し、1世帯当たり2個までとしています。

	H30	R1	R2	R3	R4
助成個数	60 個	46 個	63 個	58 個	44 個
累計	9,655 個	9,701 個	9,764 個	9,822 個	9,866 個



#### ② 電動生ごみ処理機

電動生ごみ処理機の購入助成を、平成13年度から実施しています。1台の購入金額の2分の1（30,000円を上限）を助成し、1世帯当たり1台までとしています。

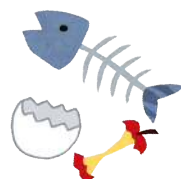
	H30	R1	R2	R3	R4
助成台数	9 台	8 台	17 台	21 台	19 台
累計	462 台	470 台	487 台	508 台	527 台



#### ③ 苫小牧市生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭及び事業者から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを微生物等により分解し、生ごみの減量化を促進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を平成30年6月より開始しました。

	H30	R1	R2	R3	R4
キエーロ	15 個	4 個	10 個	5 個	2 個
トラッシュファミリー	75 個	45 個	26 個	4 個	4 個



(2) 電動生ごみ処理機貸出事業

平成 24 年度から、電動生ごみ処理機の利用により、その効果を実感してもらうことで処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理(堆肥化)による減量を推進する事業を実施しています。貸出期間は最大 1 か月で、現在処理機 5 台を申込順に無料貸出しています。

(3) ハートフルリサイクルの実施

市内小学校に対し、食べられずに残ってしまった給食残渣を黒土に埋めて、堆肥化する授業を実施しました。今後も依頼を受けた学校に対し、ハートフルリサイクルの授業を実施していきます。

4 拠点回収による資源化促進事業

ごみの減量と資源の有効利用を図るため、市内公共施設やスーパーなどに資源物の回収拠点を設置しています。

(単位：t)

		H30	R1	R2	R3	R4	備考
主要古紙 (リサイク ルボックス)	新聞紙	77.97	64.64	58.95	59.96	67.58	H23.10 から回収。製紙原料としてリサイクル。
	雑誌	56.70	22.17	27.83	24.60	23.66	
	ダンボール	72.35	52.03	52.71	60.81	61.08	
	小計	207.02	138.84	139.49	145.37	152.31	
古着・古布		50.27	38.75	49.19	28.79	13.68	H21 から回収。 H28.4 から綿 50%未満も回収。 ウエス等にリサイクル。
使用済み小型電子機器		34.25	28.45	30.01	31.32	29.83	H24.4 から回収。原材料としてリサイクル。
都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト		0.38	-	-	-	-	H29.7 から参加。 東京オリンピック・パラリンピックメダルにリサイクル。H31.3 終了
廃食油		23.35	24.77	23.25	20.87	17.19	H19.11 から回収。 家庭から排出されるものに限る。 車両用代替燃料にリサイクル。
使用済み蛍光管		7.65	6.82	8.13	7.04	7.52	H25.7 から回収。 家庭から排出されるものに限る。 原材料としてリサイクル。

5 レジ袋削減に関する協定締結

平成 20 年 5 月に事業者と苫小牧消費者協会、苫小牧市の三者による協定を締結し、現在協定数は事業者 6 社、店舗数 25 店舗となっています。

なお、令和 2 年 7 月から全国でレジ袋有料化が開始されました。

令和 4 年度のレジ袋辞退率は 85.7%です。

6 エコストア認定制度

市民と店舗と市の三者が一体となり、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等の環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる店舗に対し、環境にやさしい店舗として認定する「エコストア認定制度」を実施しています。

また、平成 29 年度からは、苫小牧市有料指定ごみ袋の外装に認定店舗名を記載し、市民に PR しています。



令和 4 年度までの認定店舗数	62 店舗
-----------------	-------

7 ペットボトルキャップの回収

資源の有効利用及び子どもたちに社会福祉貢献の関心を持ってもらうことを目的として、平成 19 年 8 月から市内小中学校等を通じてペットボトルのキャップ回収を実施しています。

集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいる NPO 法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄附しています。

	H30	R1	R2	R3	R4
回収量 (kg)	7,383	7,260	8,301	7,333	9,426
寄附額 (円)	45,487	40,078	45,654	40,329	82,946



8 使用済み割り箸リサイクル

平成 19 年 6 月から使用済み割り箸の回収を実施しています。「港まつり」や「スケートまつり」などのイベントや市役所内から排出される割り箸を回収し、市内製紙工場で紙の原材料として再利用しています。

	H30	R1	R2	R3	R4
回収量 (kg)	161	168	78	75	41



9 ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

広報とまこまい、出前講座などを通して、市民にごみの減量、リサイクルの意識啓発をはじめ、小・中学生を対象とした副読本を作成し、次世代市民に環境教育を行っています。

10 JFEリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

「JFEリサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具や自転車などを修理・販売するとともに、市民工房で紙すきや布ぞうり作りなど、各種講座を行っており、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

	H30	R1	R2	R3	R4
入館者数 (人)	26,919	21,814	17,100	14,573	19,329

## Ⅶ し 尿 処 理

### 1 し尿処理

本市のし尿収集は、昭和 43 年 6 月から民間事業者（2 業者）へ業務委託しています。

そのため、し尿を収集する際は、事前に委託業者への申込みが必要となります。

また、手数料については、下水道処理区域内（下水道管が敷設されていて、トイレの水洗化が可能な地区）は 50ℓにつき 322 円、下水道処理区域外（トイレの水洗化が不可能な地区）は 50ℓにつき 244 円であり、汲取量の確認後、「し尿処理券」の半券と引き替えに現金での支払いとなります。

### 2 浄化槽汚泥等処理

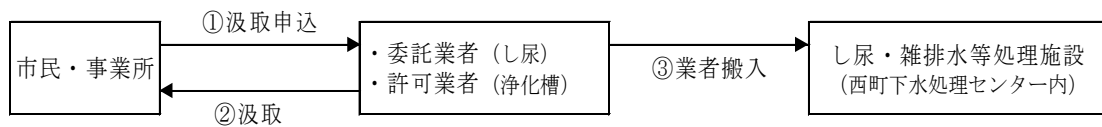
浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の汲取は、本市が許可した浄化槽清掃業者（3 業者）が行っており、手数料は 50ℓにつき 170 円となっています。

### 3 浄化槽設置整備事業補助金交付制度

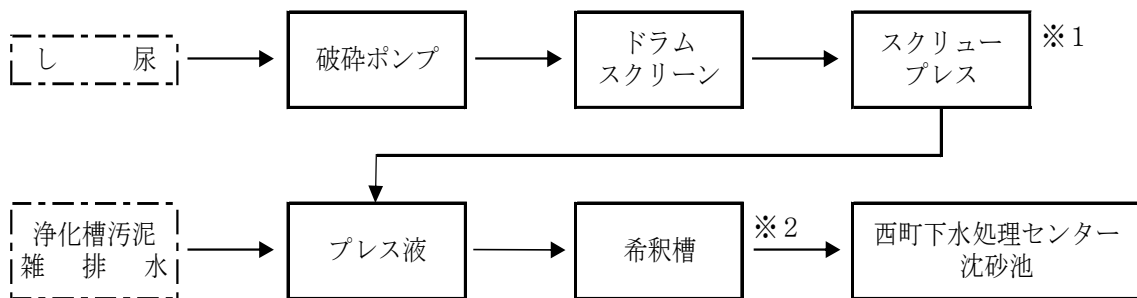
本市では、一定の条件を満たす方を対象に、設置費用の一部を補助しています。なお、補助金交付額については、5 人槽の場合は 900,000 円、7 人槽の場合は 1,100,000 円、10 人槽の場合は 1,500,000 円となります。

また、補助金を受けられる方で、設置費用を負担することが困難な方のために、最大 60 万円まで無利子で設置費用を貸付可能とする制度を設けています。

### 4 し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の収集フロー図



### 5 し尿及び浄化槽汚泥・雑排水の処理フロー図



※1 残渣は沼ノ端クリーンセンターにて焼却

※2 流入水で希釈後、西町下水処理センター沈砂池へ

6 令和4年度 事業実績

(1) 月別収集実績

(単位：kℓ)

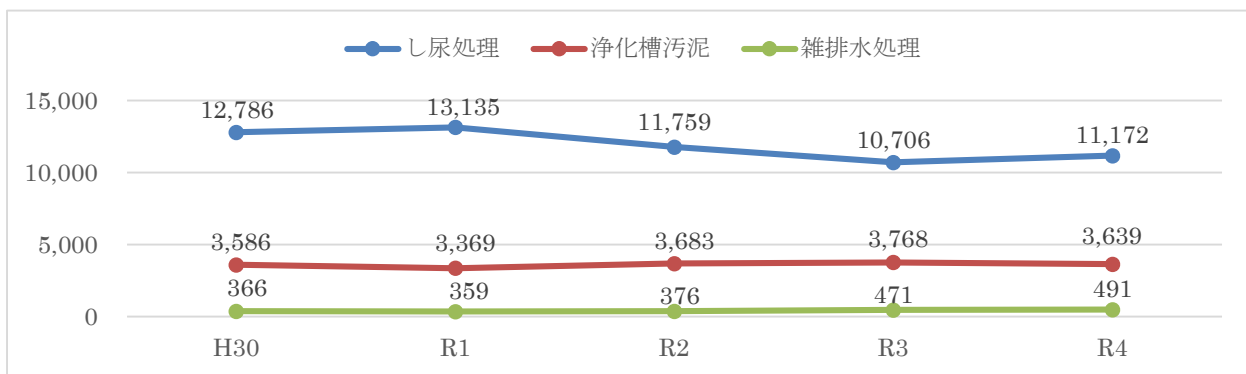
月	下水道処理区域内			下水道処理区域外			合 計		
	処理券	後納	計	処理券	後納	計	処理券	後納	計
4	13.6	0.0	13.6	818.0	50.1	868.1	831.6	50.1	881.7
5	17.4	0.0	17.4	855.7	61.1	916.8	873.1	61.1	934.2
6	16.0	0.0	16.0	916.7	134.3	1,051.0	932.7	134.3	1,067.0
7	16.8	0.0	16.8	862.1	76.8	938.9	878.9	76.8	955.7
8	17.5	0.0	17.5	909.5	98.9	1,008.4	927.0	98.9	1,025.9
9	14.3	0.0	14.3	871.7	87.1	958.8	886.0	87.1	973.1
10	20.6	0.0	20.6	873.9	155.4	1,029.3	894.5	155.4	1,049.9
11	15.4	0.0	15.4	864.0	94.5	958.5	879.4	94.5	973.9
12	23.5	0.0	23.5	838.6	77.0	915.6	862.1	77.0	939.1
1	11.6	0.0	11.6	634.8	23.8	658.6	646.4	23.8	670.2
2	8.7	0.0	8.7	686.2	83.9	770.1	694.9	83.9	778.8
3	13.4	0.0	13.4	878.7	30.5	909.2	892.1	30.5	922.6
計	188.8	0.0	188.8	10,009.9	973.4	10,983.3	10,198.7	973.4	11,172.1

(2) 年度別収集実績

	人口 (人)	汲取 人口 ※1 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	し尿処理量 (kℓ)	うち家庭系	浄化槽汚泥 処理量 (kℓ)	雑排水 処理量 (kℓ)
					(kℓ)		
H30	171,275	399	1,324	12,786	643	3,586	366
R1	170,555	372	1,334	13,135	644	3,369	359
R2	169,808	349	1,224	11,759	728	3,683	376
R3	168,993	569	1,001	10,706	714	3,768	471
R4	167,503	473	485	11,172	715	3,639	491

※1 汲取人口は、行政区域人口 - 水洗化区域人口 - 浄化槽処理人口で算出

※2 R4年度からは実際の浄化槽人口を記載 (R3年度までは人槽をもとに算出)



(3) 浄化槽設置整備事業補助金交付制度による年度別浄化槽設置件数

	設置件数	貸付金利用	備考
H30	2件	0件	5人槽 (2)
R1	0件	0件	
R2	0件	0件	
R3	0件	0件	
R4	0件	0件	

## Ⅷ 決算及び原価計算

### 1 令和4年度 清掃関係事業決算

(単位：千円)

歳入科目(充当事業別)	金額	歳出科目	金額
<b>清掃総務費</b>	<b>2,040</b>	<b>清掃総務費</b>	<b>16,512</b>
清掃費使用料	177	廃棄物減量等推進審議会委員経費	135
広告料収入	330	清掃庁舎管理運営経費	8,112
雑入	1,533	リサイクルプラザ管理運営経費	5,977
		災害廃棄物処理計画策定事業費	2,289
<b>塵芥処理費</b>	<b>361,364</b>	<b>塵芥処理費</b>	<b>1,143,796</b>
清掃費負担金	11,077	塵芥処理事業経費	729,833
清掃費使用料	9	清掃車両運行経費	11,446
清掃費手数料	246,415	資源物中間処理事業費	211,536
資源回収物売払収入	72,955	資源リサイクル運動推進事業費	185,686
広告料収入	478	清掃統計処理システム事業費	5,295
日本容器包装リサイクル協会拠出金	30,306		
清掃総務費寄付金	30		
雑入	95		
<b>清掃施設費</b>	<b>498,084</b>	<b>清掃施設費</b>	<b>800,948</b>
清掃費負担金	30,055	沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	471,073
清掃費手数料	223,638	埋立処分場管理運営経費	29,493
廃棄物処理施設整備基金運用利子	42	清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,640
資源回収物売払収入	30,643	廃棄物処理施設整備基金積立金	100,042
余剰電力売電収入	65,507	沼ノ端クリーンセンター整備事業費	197,701
清掃処理施設整備事業債	148,200		
<b>し尿処理費</b>	<b>67,816</b>	<b>し尿処理費</b>	<b>123,699</b>
清掃費手数料	67,816	し尿処理経費	120,266
浄化槽設置整備事業資金貸付金償還金	0	西町し尿処理施設改修事業費	3,433
		合併処理浄化槽設置整備事業費	0
<b>職員費</b>	<b>158,515</b>		
清掃費手数料	158,515		
<b>小計</b>	<b>1,087,819</b>	<b>小計</b>	<b>2,084,955</b>
<b>一般財源</b>	<b>1,312,833</b>	<b>職員費</b>	<b>315,697</b>
合計	2,400,652	合計	2,400,652



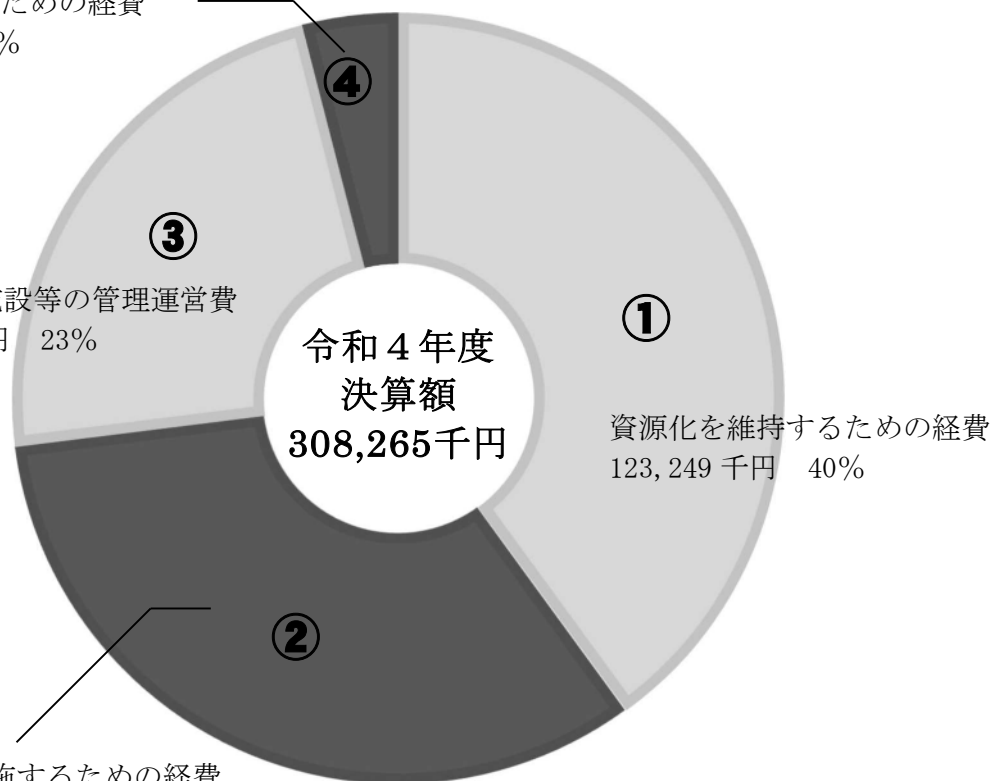
2 令和4年度 家庭ごみ有料化に伴う収入使途

① 資源化を維持するための経費	123,249 千円
紙類の資源化	
せん定枝の資源化	
蛍光灯の資源化	
プラスチック類の資源化	
② 有料化を実施するための経費	102,623 千円
指定ごみ袋製造業務	
指定ごみ袋等販売委託	
指定ごみ袋等流通管理委託	
指定ごみ袋等流通管理システム	
大型ごみ処理手数料経費	
ボランティア袋経費	
③ ごみ処理施設等の管理運営費	70,000 千円
廃棄物処理施設整備基金積立金	
④ 家庭におけるごみの発生・排出抑制や資源化のための経費	12,393 千円
集団回収促進事業	
リサイクルハウス設置助成事業	
生ごみ減量啓発事業	
合計	308,265 千円

家庭におけるごみの発生・排出抑制や資源化のための経費  
12,393 千円 4%

③  
ごみ処理施設等の管理運営費  
70,000 千円 23%

②  
有料化を実施するための経費  
102,623 千円 33%



3 令和4年度 清掃事業部門別原価計算

		ごみ処理関係部門				リサイクル プラザ	し尿処理関係部門		指導 部門	管理 部門
		収 集	焼 却	資源化	埋 立		収集	処理		
人 件 費	千円	64,233	37,524	5,800	5,546	11,849		8,237	98,766	83,743
	千円	86,573	155,667		12,302	1,035		59,433	26,009	18,270
	千円	801,698	506,114	211,536	17,191	4,750	61,539			16,135
	千円	4,338	248,693	2,003	42,395	8,912		6,023		4,213
	千円		4,208		1,508				1,677	
部門別直接原価 (A)	千円	155,144	446,092	7,803	61,751	21,795		73,693	126,452	106,226
	千円	801,698	506,114	211,536	17,191	4,750	61,539			16,135
	計	956,842	952,206	219,339	78,942	26,545	61,539	73,693	126,452	122,361
※t.kℓ 処 理 量 (B)	直営	164	48,253		2,435			15,303		
	委託	31,410		2,569			11,172			
	計	31,574	48,253	2,569	2,435		11,172	15,303		
単位当り部門別 直 接 原 価 (A/B)	直営	948,312						4,816		
	委託	25,523					5,508			
	計	30,305	19,734	85,389	32,423	0	5,508	4,816		
管理・指導部門 配 賦 額 (C)	千円	192,104	7,855	13,224	5,323	22,606		7,702		
部門別総原価 (D=A+C)	直営	347,248	453,947	21,027	67,074	44,401		81,395		
	委託	801,698	506,114	211,536	17,191	4,750	61,539			
	計	1,148,946	960,061	232,563	84,265	49,151	61,539	81,395		
単位当たり部門 別原価 (D/B)	直営	2,122,542						5,319		
	委託	25,523					5,508			
	計	36,389	19,897	90,537	34,610		5,508	5,319		

※ 処理量については、ごみ処理関係部門の単位を t、し尿処理関係部門を kℓとする

4 原価計算年度別推移

			処理量 (t)			部門別総原価 (千円)			単位当たり 部門別原価(円)
			直営	委託	計	直営	委託	計	
ごみ処理関係部門	収集	H30	209	32,046	32,255	352,207	626,618	978,825	30,346
		R1	184	32,274	32,459	314,461	648,737	963,198	29,675
		R2	188	32,953	33,141	327,563	708,481	1,036,044	31,261
		R3	147	32,447	32,594	337,732	741,718	1,079,450	33,118
		R4	164	31,410	31,574	347,248	801,698	1,148,946	36,389
	焼却	H30	51,193		51,193	447,247	472,123	919,370	17,959
		R1	49,398		49,398	430,867	387,721	818,588	16,571
		R2	50,813		50,813	428,887	578,637	1,007,524	19,828
		R3	49,438		49,438	440,667	489,406	930,073	18,813
		R4	48,253		48,253	453,947	506,114	960,061	19,897
	資源化	H30		2,609	2,609	24,513	204,790	229,303	87,889
		R1		2,648	2,648	21,887	207,791	229,678	86,727
		R2		2,704	2,704	22,854	214,361	237,215	87,741
		R3		2,630	2,630	20,873	211,995	232,867	88,537
		R4		2,569	2,569	21,027	211,536	232,563	90,537
	埋立	H30	3,081		3,081	73,998	2,476	76,474	24,821
		R1	2,774		2,774	69,058	6,575	75,633	27,262
		R2	2,867		2,867	68,051	7,398	75,449	26,314
		R3	2,750		2,750	67,232	4,835	72,067	26,204
		R4	2,435		1,981	67,074	17,191	84,265	34,610
			処理量 (k0)			部門別総原価 (千円)			単位当たり 部門別原価(円)
			直営	委託	計	直営	委託	計	
し尿処理関係部門	収集	H30		12,786	12,786		69,190	69,190	5,411
		R1		13,135	13,135		71,594	71,594	5,451
		R2		11,759	11,759		64,947	64,947	5,523
		R3		10,706	10,706		59,071	59,071	5,518
		R4		11,172	11,172		61,539	61,539	5,508
	処理	H30	16,738		16,738	84,895		84,895	5,072
		R1	16,863		16,863	82,031		82,031	4,864
		R2	15,818		15,818	85,431		85,431	5,401
		R3	14,945		14,945	78,893		78,893	5,279
		R4	15,303		15,303	81,395		81,395	5,319

## 参 考 資 料

(資料1)

苫小牧市告示第 103 号

### 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号、以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和2年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月31日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

記

#### 第1章 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

- 1 計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 2 処理区域 苫小牧市全域  
(収集対象人口：168,055人(令和5年2月末現在))

#### 3 処理計画量

(1) ごみ処理量 計 54,997 t

計 画 収 集	家 庭 系	燃 や せ る ご み	22,604 t
		燃 や せ な い ご み	1,373 t
		資 源 物	7,504 t
		大 型 ご み	285 t
		計	31,766 t
自 己 搬 入	家 庭 ・ 事 業 系	燃 や せ る ご み	20,343 t
		燃 や せ な い ご み	1,563 t
		資 源 物	124 t
		大 型 ご み	1,201 t
		計	23,231 t

(2) し尿処理量 計 12,986 kl

#### (3) 生活排水の適正処理の働きかけ

汚水処理人口普及率は99%以上で推移しているが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も合併処理浄化槽の普及を推進しながら、適正な処理を継続していく必要がある。

(浄化槽汚泥等の処理量)

浄 化 槽 汚 泥	3,287 kl
雑 排 水	349 kl
計	3,636 kl

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 法第7条第1項に基づき、再生利用を目的とするものに限り受け入れるものとする。なお、その種類及び処理量の見込みは以下のとおり。

プ ラ ス チ ッ ク	5 t
そ の 他 ( 紙 く ず 、 木 く ず 等 )	1, 2 0 4 t
計	1, 2 0 9 t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合(構成町:安平町、厚真町)からの受け入れを行う。

燃 や せ る ご み	1, 9 4 6 t
燃 や せ な い ご み	1 0 5 t
資 源 物	5 7 0 t
計	2, 6 2 1 t

※燃やせるごみと燃やせないごみの処理計画量の見込みは、本市の令和4年度処理計画量と令和2年度搬入割合から積算

※資源物の資源化予定数量の見込みは、広域処理負担額計画書による

(3) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第17号)第17条に規定する指定取引場所として、本市に設置されるものは以下のとおり。

ロジスティード北日本株式会社 苫小牧物流センター	苫小牧市新開町3丁目7番1号
株式会社鈴木商会 道南支店苫小牧事業所	苫小牧市晴海町17番地の3

5 関係を有する他の市町村への搬出

法第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされているが、当市の区域内で発生する下記の廃棄物は、区域内に適正処理が可能な施設がないことから、当該廃棄物の処理施設を有する市町村への搬出を行う。

搬 出 先	種 別	搬 出 量
北見市	蛍光管	8 t
	乾電池(蓄電池を含む)	36 t
千歳市	小動物(鹿)の死体	5 t
平取町外2町衛生施設組合 (積み替え保管場所:日高町)	小動物(鹿)の死体	23 t

第2章 一般廃棄物の排出の抑制及び減量化のための方策に関する事項

1 食品ロス削減運動事業

食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンター等で消費期限が2か月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施する。その他各種イベントにおいても、食品ロスの削減を呼びかける。

2 生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入者に対する助成制度

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・密閉式容器)及び生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付する。

### 3 生ごみ分解処理容器購入助成事業

一般家庭及び事業者から発生する調理くず、食べ残し等の生ごみを微生物等により分解し、生ごみの減量化を促進すべく、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成事業を実施する。

### 4 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ類、ビールびん及び紙パックを対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

### 5 リサイクルハウス設置助成事業制度

集団回収団体における、資源物の一時保管場所の確保及び事業者が自主的に資源物を分別・保管し、リサイクルすることを促進するため、リサイクルハウス設置に係る助成制度を実施する。

### 6 事業系ごみの減量施策

事業系ごみの展開調査等を行い、必要に応じて減量計画書の提出を求めるほか、事業系ごみ分別・処理ガイドブックを活用し、事業者向けの出前講座や分別・処理説明会を開催し、ごみの適正な分別とリサイクルの推進を図る。

### 7 拠点回収による資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、家庭用廃食油、古着・古布、古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール）及び使用済み小型電子機器を市内公共施設、スーパー（家庭用廃食油のみ）、家電量販店（蛍光管のみ）又はホームセンター（蛍光管のみ）等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施する。

### 8 JFEリサイクルプラザ苫小牧の市民開放

ごみの減量とリサイクルに関する情報提供を行っており、牛乳パックからの手すきはがきづくりなどの体験学習や大型ごみとして出された家具や自転車を修理して販売している。そのほか、ごみ処理施設の見学受付・案内などを行っている。

### 9 ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

広報とまこまい、クリーンとまこまいなどによる紙上啓発、出前講座・説明会、事業者への分別・減量指導、清掃施設見学会等を通して積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

また、小学校環境教育副読本及び中学校副読本を活用した次世代市民向け講座を実施し、若い世代に対する意識啓発を促進する。

さらには、ごみ分別アプリやSNS（Instagram・YouTube）などによる意識啓発を促進する。

### 10 エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗や事業者に対して、市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

### 11 ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

### 12 イベントごみ集積場機材貸出制度

町内会や自治会で実施するイベント会場において、ごみの散乱防止や正しい分別の促進を図るため、集積場機材の貸出しを行う。

13 資源物収集の継続実施と事業所における個人消費の取扱い

平成9年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、平成13年度から開始したペットボトルの資源物収集、平成22年度から開始したプラスチック並びに平成25年7月から開始した紙類及びせん定枝の資源回収を継続する。

また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック及び紙類については、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

種 別	主 な 再 生 方 法
缶	アルミ缶、スチール缶をアルミ、鉄の原料として再生利用
びん	ガラスびんの原料（カレット）などとして再生利用
ペットボトル	繊維製品、容器などの原料として再生利用
紙パック	トイレットペーパーなどの原料として再生利用
プラスチック	プラスチックの原料やコークス炉化学原料などとして再生利用
紙類	固形燃料として再生利用
せん定枝	木質ボードの原料又は固形燃料などとして再生利用

14 その他

平成19年度から環境教育の一環として行っている「ペットボトルキャップ集め」を実施する。回収されたペットボトルキャップの売却益を社会福祉貢献のため、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会」へワクチン購入費として寄附する。

第3章 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 排出及び処理の方法

種 類	排 出 方 法	
一般家庭の日常生活から排出されるごみ※	燃やせるごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（週2回）（有料）
	有害ごみ	スプレー缶及び携帯ボンベと電池（電子タバコなどの蓄電池内臓の製品を含む）、水銀体温計を、それぞれ透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	おむつ類	透明な別袋に入れてステーションに排出（週2回）（無料）
	燃やせないごみ	有料指定ごみ袋に入れてステーションに排出（月1回）（有料）
	缶、びん、ペットボトル	透明な別袋に入れてステーションに排出（月2回）（無料）
	紙パック	ひもで縛ってステーションに排出（月2回）（無料）
	プラスチック類	プラスチック製容器包装及びプラスチック単体は、透明な袋に入れてステーションに排出（週1回）（無料）
	紙類	透明な袋に入れてステーションに排出（月2～3回）（無料）
	せん定枝	1メートル以下に切りそろえ、1メートル以内のひもなどで縛って、指定された場所へ排出（※ <sub>2</sub> ）（無料）
	大型ごみ	大型ごみ処理手数料シールを貼って指定された場所へ排出（※ <sub>2</sub> ）又は自己搬入（有料）

事業活動に伴い排出される一般廃棄物	燃やせるごみ	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理（有料）
	資源物	排出者自ら又は許可業者により沼ノ端クリーンセンター又は中間処理施設場へ搬入し再生利用（無料） ※事業所から排出される紙類、個人消費に伴う資源（缶・びん・ペットボトル・紙パック）など

※<sup>1</sup> 一部地域では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源の戸別収集を実施。

※<sup>1</sup> ステーションへの排出は、収集当日の午前8時45分までとする。

※<sup>2</sup> 大型ごみ・せん定枝収集センターに事前に申込みの上、指示に従って排出すること。

2 搬入禁止物及び処理不適物（適正処理困難指定物含む）

家電リサイクル法に定めるもの	
エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店等に相談又は指定取引所に持ち込み、適正に処理すること。
資源有効利用促進法に定めるもの	
パソコン、パソコン用ディスプレイ、ノートパソコン等	メーカー又はパソコン 3R 推進協会に相談し、適正に処理すること。
フロン排出抑制法に定めるもの	
フロン類を使用する製品	第一種フロン類充填回収業者に相談し、適正に処理すること。
苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
有害性のあるもの (例) バッテリー、毒性のある薬品（硫酸、塩酸、農薬）、刺激性スプレー（熊撃退スプレー、催涙スプレー）等	販売店等に相談し、適正に処理すること。
感染性のあるもの (例) 医療機関等から排出される注射器、注射針、血液の付着したガーゼ等	
爆発性のあるもの (例) ガスボンベ、消火器等	
引火性のあるもの (例) ガソリン、灯油、廃油、火薬等	乾燥させる等の措置を講じて、排出すること。
引火性のあるもの (例) 塗料、シンナー等	
著しく悪臭を発するもの	脱臭等の措置を講じて、排出すること。
産業廃棄物	
市の廃棄物処理施設では、処理が困難なもの (例) 廃タイヤ、耐火金庫、太陽光パネル、最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えるもの等	



苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に定めるもの	
燃やせるごみのうち、最長の辺又は径が 50cm を超えるもの。ただし、樹木の幹及び枝については、径が 12cm 以下で、長さが 50cm を超えるもの。	破砕・切断等の措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、おおむね縦 2m、横 1m 及び高さ 60cm の容器に収納できない形状のもの。 ただし、金属くずについては、次に掲げる形状のもの。 (1) 管状のもので、径が 5cm、長さが 2m を超えるもの (2) 棒状のもので、径が 1cm、長さが 40cm を超えるもの (3) 板状のもので、厚さが 1.6mm、各辺の長さが 40cm を超えるもの	破砕・切断等の措置を講じて、排出すること。
燃やせないごみのうち、既に破砕されたもの又は破砕することが困難なもの（破砕不適物）については、最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えるもの	最大の辺又は径がおおむね 150cm を超えない破砕不適物は、廃棄物埋立処分場に搬入可能。
モーター又はコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫又は洗濯機	家電リサイクル法対象外の品目に限る。
スプリング入りマットレス及びソファ	

第 4 章 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

施設名	所在地	受入時間と休業日
沼ノ端クリーンセンター	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
柏原埋立処分場	苫小牧市字柏原 13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休業日 火・木・土・日曜日と1月1日から1月2日 ※沼ノ端クリーンセンターで受付が必要
西町し尿・雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目 5番3号（西町下水処理センター内）	受入時間 8:30～16:30 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、12月31日から1月3日
J F E リサイクルプラザ苫小牧	苫小牧市字沼ノ端 2番地の25	開館時間 9:00～17:00 休館日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、12月29日から1月3日

(資料2)

## 令和4年度 苫小牧市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者一覧

### 【収集運搬業】

業 者 名	所 在 地	備 考
(株)とませい	苫小牧市新開町2丁目2番10号	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	し尿汲取り委託 浄化槽清掃業許可
ビケンビルサービス(株)	苫小牧市矢代町1丁目2番26号	
(有)協和清掃	苫小牧市明德町2丁目10番4号	
山本浄化興業(株)	苫小牧市字勇払165番地の4	浄化槽清掃業許可
北海道リサイクルセンター(株)	苫小牧市新開町4丁目4番12号	
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	
(株)美備	苫小牧市泉町1丁目7番8号	
(有)エンジニアサービス	苫小牧市日吉町1丁目1番37号	

### 【処分業】

業 者 名	所 在 地	事業範囲
(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字糸井402番地の14	伐根・伐木・伐開物・廃 家電品・スプリング入り マットレス・紙くず・織 維くず・プラスチック・ 刈草・動物性残渣
(株)トマウエーブ	苫小牧市字勇払285番地の1	動植物性残さ、廃ゴムタ イヤ・汚泥
(株)C&R	苫小牧市字静川5番地の4	すき取り物・伐採木・流 木・木くず
(株)三光産業 苫小牧営業所	苫小牧市字勇払145番地の142	廃ゴムタイヤ
(株)久保田組 S&K環境ワクチンセンター 苫小牧事業所	苫小牧市字勇払265番地の32	可燃ごみ（食品残渣・廃 飼料）
(株)イワクラ	苫小牧市晴海町23番地の1	伐採木・流木・せん定 枝・木くず
(株)マテック 苫小牧支店	苫小牧市字弁天504番地17	耐火金庫・業務用冷蔵冷 凍庫
J X金属苫小牧ケミカル(株)	苫小牧市字勇払152番地	薬品類

## 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月9日  
条例第2号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用の可能な物の分別、不用品の活用、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

#### (市の責務)

第5条 市は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

### 第2章 廃棄物の減量

#### (市民による廃棄物の減量)

第6条 市民は、使い捨て容器の使用等を自粛し、及び集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

#### (事業者による廃棄物の減量)

第7条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めるとともに、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その包装、容器等については、再利用の可能なものを使用し、及び過大又は過剰なものになることを抑制するよう努めるとともに、市民がその購入する商品の包装、容器等を不要とするときは、その回収等に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量)

第8条 市長は、廃棄物の処理施設での資源回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては再生品を使用すること等により自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量計画作成の指示)

第9条 市長は、必要と認めるときは、多量の事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。）を生じる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる。

- 2 前項の規定により指示を受けた事業者は、速やかに当該指示に係る計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第10条 市長は、廃棄物の減量を促進するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

### 第3章 廃棄物の適正処理

#### 第1節 適正処理困難物の抑制

(製品、容器等の開発等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供するようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第12条 市長は、製品、容器等のうち、市の廃棄物の処理施設及び処理技術に照らし廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

(適正処理困難物の回収等)

第13条 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理困難物の回収等に関し必要な協力を求めることができる。

- 2 市民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

#### 第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、その基本的事項を告示しなければならない。

- 2 前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示しなければならない。

(市長が処理する一般廃棄物)

第15条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分することができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる一般廃棄物（し尿を除く。）については、特別な理由があると認める場合を除き、収集及び運搬を行わないものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物（次号及び第3号に掲げる一般廃棄物を除く。）
  - (2) 浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）に係る汚泥
  - (3) 汚水
- 4 前項第1号に掲げる事業系一般廃棄物については、市の設置する廃棄物の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、廃棄物の適正な処理を確保するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。
- (1) 第20条第1項の受入基準に適合しないと認めるとき。
  - (2) 事業者自ら処分することが適当であると認めるとき。
  - (3) その他廃棄物の適正な処理を確保するため適当でないと認めるとき。

（一般廃棄物の処理に関する協力義務）

第16条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、その一般廃棄物を分別し、各別の容器等に収納して所定の収集場所に持ち出す等市長が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

- 2 占有者等は、前項の一般廃棄物の排出に当たっては、一般廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しない方法により行い、収集場所の清潔の保持に努めなければならない。
- 3 占有者等は、一般廃棄物の収集場所の設置等に関し、市長に協力するよう努めなければならない。

（排出禁止）

第17条 占有者等は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、第15条第3項の規定により市長が収集及び運搬を行わない一般廃棄物のほか、次の各号に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
  - (2) 毒性、感染性、爆発性、引火性のある物等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物
  - (3) 適正処理困難物
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物
- 2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物の自己処理の基準等）

第18条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕等の処理を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（事業系一般廃棄物の運搬場所等の指示）

第19条 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法等を指示することができる。

（一般廃棄物の受入基準）

第20条 一般廃棄物を市が設置する廃棄物の処理施設に運搬する者は、規則で定める一般廃棄物の受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の者が同項の受入基準に従わないときは、その一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 産業廃棄物の処理

（産業廃棄物の処理）

第21条 市長は、一般廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、一般廃棄物と併せて処理することがで

きる産業廃棄物等で規則で定めるものの処分を行うことができる。

(準用)

第22条 第15条4項及び第5項、第19条並びに第20条の規定は、産業廃棄物の処理、受入等について準用する。

#### 第4節 手数料等

(廃棄物の処理に関する手数料等)

第23条 市長は、別表1左欄に掲げる廃棄物の処理をするときは、廃棄物の処理の区分に応じそれぞれ同表右欄に定める手数料又は費用を徴収する。

- 2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料又は費用の全部又は一部を免除することができる。
- 3 第1項の手数料及び費用の徴収方法は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業許可申請等手数料)

第24条 別表2左欄に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、許可等の区分に応じそれぞれに同表右欄に定める手数料を納入しなければならない。

- 2 既納の手数料は還付しない。

#### 第4章 生活環境影響調査書の縦覧等

(縦覧等の対象となる一般廃棄物処理施設)

第24条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による生活環境影響調査書(同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類をいう。以下同じ。)の公衆への縦覧及び意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の告示)

第24条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 意見書を提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限

(縦覧の場所及び期間)

第24条4 前条第1号の縦覧の場所は、一般廃棄物処理施設の設置に関する事務を主管する組織のある事務所その他市長が必要と認める場所とする。

- 2 前条第1号の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第24条の5 第24条の3第3号の意見書の提出先は、前条第1項に規定する事務所とする。

- 2 第24条の3第3号の意見書の提出期限は、前条第2項の規定による縦覧の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

#### 第5章 清潔の保持等

(土地及び建物の清潔の保持)

第25条 占有者等は、その土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 占有者等は、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

(公共の場所の清潔の保持等)

第26条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、キャンプ場その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨て、又はその飼育する動物のふんを放置すること等により当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つよう努めるとともに、生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、廃材等を生じさせる者は、土砂、廃材等を適正に管理して、第1項に規定する公共の場所に土砂、廃材等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

## 第6章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第27条 法第5条の7の規定に基づき苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 前2項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 雑則

(報告)

第28条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第29条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の処理に関して帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員)

第30条 市長は、法第19条第1項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市職員のうちから清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(委託)

第31条 市長は、この条例に規定する廃棄物の処理に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日(平成5年6月1日)から施行する。

2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条及び別表1の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入(市長が収集し、

及び運搬する事業系一般廃棄物については、当該収集及び運搬に係る申込み。以下同じ。)に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分について適用し、同日前の搬入に係る事業系一般廃棄物又は産業廃棄物の処分については、なお、従前の例による。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第9号)の一部を次のよう改正する。  
(次のよう略)

附 則 (平成5年12月17日条例第27号改正)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿処理手数料及び同日以後の搬入に係る汚泥等処分手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿処理手数料及び同日前の搬入に係る汚泥等処分手数料については、なお、従前の例による。

附 則 (平成7年12月27日条例第32号改正)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の処理(収集及び運搬の場合は、収集の申込み。以下同じ。)に係る手数料及び費用について適用し、施行日前の廃棄物の処理に係る手数料及び費用については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の規定は、施行日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請(以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。)に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月31日条例第6号改正)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日以後の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料について適用し、同日前の申込みに係るし尿の収集、運搬及び処分に係る手数料並びに同日前の搬入に係る汚泥又は汚水の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年12月21日条例第25号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月28日条例改正第21号改正抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第12号改正)

この条例は、規則で定める日(平成12年7月1日)から施行する。

附 則 (平成12年12月28日条例第38号改正)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の搬入に係る一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年9月28日条例第17号改正)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成14年1月1日)から施行する。



- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1（大型ごみの処理手数料に関する部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の廃棄物の収集の申込みに係る手数料について適用する。
- 3 施行日前の申込みに係る廃棄物の収集及び運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成15年9月30日条例第24号改正）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月29日条例第37号改正）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表2の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可及びその更新並びにこれらに係る許可証の再交付の申請（以下「一般廃棄物処理業の許可等の申請」という。）に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物処理業の許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月30日条例第31号改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表1の規定中埋立焼却処分手数料及び産業廃棄物処分費用に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の搬入に係る第15条第3項第2号に掲げる事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は大型ごみ（以下「事業系一般廃棄物等」という。）若しくは産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用について適用し、施行日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

（平成21年度における埋立焼却処分手数料の特例）

- 3 施行日から平成22年3月31日までの間に搬入した事業系一般廃棄物等に係る改正後の条例別表1の規定の適用については、同表中「220円」とあるのは、「160円」とする。

附 則（平成24年3月4日条例第1号改正）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中大型ごみ処理手数料に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の大型ごみの収集の申込みに係る手数料について適用し、施行日前の大型ごみ収集の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月20日条例第36号改正）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定中埋立焼却処分手数料に関する部分は、この条例の施行の日以後の搬入に係る第15条第3項第1号に掲げる事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は大型ごみ（以下「事業系一般廃棄物等」という。）の処分に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る事業系一般廃棄物等の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

別表1 (第23条関係)

廃棄物の処理の区分	手 数 料 等	
	種 別	金 額
燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集、運搬及び処分	ごみ処理手数料	1リットルにつき2円
大型ごみの収集、運搬及び処分	大型ごみ処理手数料	次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 最大の辺又は径が100センチメートル以下のもの 1単位につき300円 (2) 前号のもの以外のもの 1単位につき600円
し尿の収集、運搬及び処分	し尿処理手数料	次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域 50リットルにつき322円 (2) 前号の区域以外の区域 50リットルにつき244円
燃やせるごみ及び燃やせないごみ、第15条第3項第1号に掲げる事業系一般廃棄物(し尿を除く。)又は大型ごみの処分	埋立焼却処分手数料	10キログラムにつき140円
浄化槽に係る汚泥又は汚水の処分	汚泥等処分手数料	50リットルにつき170円
産業廃棄物の処分	産業廃棄物処分費用	市長が別に定める額

備考

- この表において、「燃やせるごみ及び燃やせないごみ」とは、家庭廃棄物のうち、し尿、大型ごみ、浄化槽に係る汚泥又は汚水及び資源物(アルミ缶、スチール缶、ペットボトルその他規則で定めるものをいう。)を除いたものをいう。
- この表において、「大型ごみ」とは、電気器具、家具等の家庭廃棄物で第17条第1項の規定により排出することができない一般廃棄物以外の耐久消費財その他の固形廃棄物(最大の辺又は径が規則で定める指定ごみ袋に収納することができない200センチメートル以下の固形廃棄物で重量が100キログラム未満のものに限る。)をいう。
- し尿処理手数料及び汚泥等処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が50リットル未満であるときは50リットルとし、50リットルを超える場合で50リットル未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
- 埋立焼却処分手数料の額を計算する場合において、当該廃棄物が10キログラム未満であるときは10キログラムとし、10キログラムを超える場合で10キログラム未満の端数があるときはこれを10キログラムとする。
- この表において、「1単位」とは、形状、排出の常態等を考慮して規則で定める単位をいう。

別表2 (第24条関係)

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
法第7条の第1項の一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の当該許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料	1件につき 10,000 円
法第7条第6項の一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可等申請手数料	1件につき 10,000 円
浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000 円
一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業に係る許可証の再交付	許可証再交付手数料	1件につき 5,000 円

## 苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

〔平成5年5月10日  
規則第21号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 削除

(適正処理困難物の指定等の告示)

第3条 条例第12条の適正処理困難物を指定し、又はこれを解除したときは、その旨を告示するものとする。

### 第3条の2 削除

(廃棄物の搬入の承認)

第4条 条例第15条第4項の承認を受けようとする者は、あらかじめ廃棄物搬入承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第21条の規定により処理することができる産業廃棄物等について準用する。

### 第5条 削除

(廃棄物の処理施設及び受入基準)

第6条 市が設置する廃棄物の処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 苫小牧市沼ノ端クリーンセンター 苫小牧市字沼ノ端2番地の25
- (2) 苫小牧市廃棄物埋立処分場 苫小牧市字柏原13番地
- (3) 苫小牧市西町下水道処理センター 苫小牧市元町3丁目5番3号

2 条例第20条の規則で定める廃棄物の受入基準は、別表のとおりとする。

(規則で定める産業廃棄物等)

第7条 条例第21条の規則で定める産業廃棄物等は、災害により発生した産業廃棄物等のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 紙くず、木くず及び食品製造業において使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- (2) 金属くず
- (3) ガラスくず及び陶磁器くず
- (4) ゴムくず及び廃プラスチック類
- (5) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（建築廃材を含む。）

(ごみ処理手数料の徴収)

第7条の2 ごみ処理手数料は、燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、ごみ処理手数料を納付した者に指定ごみ袋（様式第1号の2）を交付する。

(大型ごみ処理手数料の徴収)

第7条の3 大型ごみ処理手数料は、大型ごみを収集し、運搬し、及び処分しようとする際に、市長が定めるところにより徴収する。

2 市長は、大型ごみ処理手数料を納付した者に大型ごみ処理手数料シール（様式第1号の3）を交付する。

(廃棄物処分手数料等の徴収)

第8条 埋立焼却処分手数料及び汚泥等処分手数料並びに産業廃棄物処分費用（以下「廃棄物処分手数料等」

という。)は、搬入の際に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、廃棄物処分手数料等後納承認申請書(様式第2号)により市長の承認を受けて、各月分の廃棄物処分手数料等をその翌月の20日までに納入することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けた者
- (2) 国又は他の地方公共団体
- (3) その他市長が特に認める者

(条例別表1備考第1項の規則で定めるもの等)

第8条の2 条例別表1備考第1項の規則で定めるものは、プラスチック、紙類、びんその他市長が定めるものとする。

2 条例別表1備考第2項の規則で定める指定ごみ袋は、第7条の2第2項の指定ごみ袋とする。

3 条例別表1備考第5項の規則で定める1単位は、電気こたつ、布団、ゴルフ用具セット、スキー用具、テント、物干し台、物干しざおその他の形状、排出の常態等により1式、1組等として取り扱うことが適当であると市長が認める物について、その形状、排出の常態等を考慮して市長が別に定めるところによるものとする。この場合において、収集、運搬及び処分に係る大型ごみが、1単位とされた物の一部を構成する物であるとき、又は1単位とされた数量に満たないときであっても、これを1単位とみなす。

(手数料の免除)

第9条 条例第23条第2項の規定によるごみ処理手数料、大型ごみ処理手数料及び廃棄物処分手数料等の免除は、別に定める基準に該当する場合に行うものとする。

(生活環境影響調査書の縦覧に係る遵守事項)

第9条の2 条例第24条の2の生活環境影響調査書(以下「調査書」という。)を縦覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 調査書を縦覧場所から持ち出さないこと。
- (2) 調査書を汚損し、若しくは損傷し、又は調査書に文字等を記載する等の行為をしないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 前項の規定に違反した者に対しては、その縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第9条の3 条例第24条の2の意見書には、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所及び生活環境の保全上の見地からの意見を記載しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可等の申請)

第10条 法第7条第1項若しくは第6項の許可又は同条第2項若しくは第7項の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する許可又は許可の更新をしたときは、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証(様式第4号)を交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可の有効期間は、2年間とする。

3 第1項に規定する許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第6号)を交付するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者及び浄化槽清掃業者は、第10条第2項又は前条第3項の規定により交付を受けた許可証を紛失し、又はき損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第13条 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 前2条に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(苫小牧市分課規則の一部改正)

2 苫小牧市分課規則(昭和38年規則第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市会計規則の一部改正)

3 苫小牧市会計規則(昭和39年規則第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市し尿処理券規則の一部改正)

4 苫小牧市し尿処理券規則(昭和39年規則第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成6年3月10日規則第3号改正)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第13号改正)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月21日規則第54号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第14号改正)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 苫小牧市清掃センター規則(昭和48年規則第24号)は廃止する。

附 則(平成12年1月19日規則第1号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月29日規則第33号改正)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第45号改正)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 28 日規則第 48 号改正）  
この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 14 日規則第 41 号改正）  
この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 17 号改正）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 12 号改正）  
この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 25 年 3 月 31 日規則第 15 号改正）
- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき交付されている大型ごみ処理手数料シールは、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 9 号改正）  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条関係)

廃棄物の処理施設	受入基準
<p>苫小牧市沼ノ端クリーンセンター</p>	<p>(1) 可燃性又は不燃性の一般廃棄物であること。</p> <p>(2) 可燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 最長の辺又は径が50センチメートル以下であること。ただし、樹木の幹及び枝については、径が12センチメートル以下で長さが50センチメートル以下のものであること。</p> <p>イ 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p> <p>(3) 不燃性の一般廃棄物については、次の基準に適合すること。</p> <p>ア おおむね縦2メートル、横1メートル及び高さ60センチメートルの容器に収納できる形状であること。ただし、金属くずのうち次に掲げる形状のものについては、それぞれに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 管状のもの 径が5センチメートル以下で長さが2メートル以下のもの</p> <p>(イ) 棒状のもの 径が1センチメートル以下で長さが40センチメートル以下のもの</p> <p>(ウ) 板状のもの 厚さが1.6ミリメートル以下で各辺の長さが40センチメートル以下のもの</p> <p>イ 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p> <p>ウ モーター又はコンプレッサーが除去されていない冷蔵庫又は洗濯機が含まれていないこと。</p> <p>エ スプリングが除去されていないマットレス、ソファ、ベットその他これらに類する物が含まれていないこと。</p>
<p>苫小牧市廃棄物埋立処分場</p>	<p>(1) 不燃性の一般廃棄物であること。</p> <p>(2) 次に掲げる廃棄物のいずれかであること。</p> <p>ア 既に破砕されたもの。</p> <p>イ 破砕することが困難である等の理由により他の廃棄物の処理施設で処理することが適切でないもの。</p> <p>(3) 最大の辺又は径がおおむね150センチメートル以下であること。</p> <p>(4) 条例第17条第1項各号に掲げる一般廃棄物が含まれていないこと。</p>
<p>苫小牧市西町下水処理センター</p>	<p>次の各号に適合するし尿、汚泥(条例第15条第3項第3号の汚泥をいう。以下同じ。)又は汚水であること。</p> <p>(1) し尿と汚泥又は汚水とが分別されていること。</p> <p>(2) カドミウム等人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質が含まれていないこと。</p>



## 苫小牧市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例

〔平成24年12月20日〕  
条例第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第3号改正)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 苦小牧市し尿処理券規則

〔昭和39年9月21日〕  
規則第30号

(趣旨)

第1条 苦小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第2号。以下「条例」という。)第23条第1項及び別表1の規定によりし尿処理手数料(以下「手数料」という。)を徴収するために発行するし尿処理券(以下「処理券」という。)については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

(手数料の徴収方法)

第3条 手数料の徴収は、し尿の収集の際に条例別表1の規定による手数料の額に相当する処理券をもって行う。ただし、処理券をあらかじめ購入することが困難な場合その他特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 し尿処理券の様式は第1号様式による。

(減免)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、条例第23条第2項の規定に該当すると認める者に対しては、処理券に「減額」又は「無料」の表示をした減額処理券又は無料処理券を交付することがある。

(領収書の不発行)

第5条 処理券を売却したとき、又は処理券により納付した手数料については、領収書を発行しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(無効の処理券)

第6条 次の各号の一に該当する処理券は、無効とする。

- (1) 著しく汚染又は損傷しているもの
- (2) 使用前に切取線を切り離したもの
- (3) その他正当な使用と認められないもの

(処理券の売りさばき)

第7条 処理券は、市の事務所又は市長の指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

(売りさばき人の指定)

第8条 売りさばき人の指定を受けようとする者は、指定申請書(第3号様式)を提出し、市長の指定を受けなければならない。

(売りさばき人の表示)

第9条 前条の規定により売りさばき人の指定を受けた者は、標札(第4号様式)を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(処理券の交付)

第10条 処理券は、現金と引換えに交付する。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、期限を定めて、後納払により交付することができる。

(売りさばき手数料)

第11条 売りさばき人に対しては、売りさばき手数料を交付する。

2 前項の売りさばき手数料の額は、前条の規定により納付した金額の100分の7.56に相当する額とす

る。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(売りさばき人の義務)

第12条 売りさばき人は、売りさばきに支障のないように処理券を常備しなければならない。

2 売りさばき人は、汚染又は損傷等のある処理券を売りさばき、又は譲渡してはならない。

(処理券の交換)

第13条 市長は、売りさばき人が買い受けた処理券であって、売りさばき人の責に帰すべき理由によらない汚染又は損傷等があると認めるときは、他の処理券と交換することができる。

2 前項の規定により、処理券の交換を受けようとする者は、交換申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(処理券の買戻し)

第14条 売りさばき人又は市民に売り渡した処理券の買戻しは、行なわない。ただし、業務の廃止その他市長が止むを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(売りさばき人の指定変更等)

第15条 売りさばき人において、次の各号の一に該当する理由が生じたときは、その理由の生じた日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 売りさばき人が死亡したため、相続人が継続して業務を行なうとき。

(2) 業務を廃止し、又は中止せざるを得なくなったとき。

(3) 売りさばき所の所在地を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定に違反した者又は継続して業務を行なわせることが不適当な明らかな理由がある者に対しては、いつでもその指定を取り消すことができる。

(売りさばき人の指定等の告示)

第16条 市長は、第8条の規定により売りさばき人を指定したとき、又は前条の規定により売りさばき人に変更が生じ、若しくは指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(補則)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月7日規則第3号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和42年4月1日規則第10号改正)

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年5月1日規則第24号改正)

この規則は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日規則第15号改正)

1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

2 個の規則の施行前に徴収し、又は徴収すべきであつたごみ処理手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に購入したごみ処理券は、この規則の施行の日から昭和44年5月31日までの間は、次の各号に掲げる金額で市において買い戻すものとする。

(1) 売りさばき人が市から購入し、未だ売りさばいていないごみ処理券 券面記載金額に100分の

95を乗じて得た金額

(2) 売りさばき人以外の者が売りさばき人から購入したごみ処理券 券面記載金額

- 4 前項の規定によりごみ処理券の買戻しを受けようとする者は、その旨を前項の期間中に市長に申し込まなければならない。

附 則(昭和46年7月1日規則第31号改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年6月1日から適用する。

附 則(昭和47年4月1日規則第3号改正)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日規則第3号改正抄)

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年10月14日規則第43号改正)

- 1 この規則は、昭和50年10月15日から施行する。  
 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和50年10月15日から同月31日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額の100分の93を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和52年3月15日規則第4号改正)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。  
 2 個の規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和52年4月1日から同月15日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に100分の93を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和57年7月10日規則第35号改正)

- 1 この規則は、昭和57年8月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和57年8月2日から同月16日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に100分の93を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(昭和59年3月8日規則第7号改正)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月28日規則第5号改正)

- 1 個の規則は、昭和61年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の日前に売りさばき人が購入したし尿処理券で売りさばいていないものについては、昭和61年4月1日から同月15日までの間に限り、売りさばき人の請求に基づき、券面記載金額に100分の93を乗じて得た額により買い戻すものとする。

附 則(平成元年4月21日規則第19号改正)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 この規則による改正後の苫小牧市し尿処理券規則第11条第2項及び附則第2項の規定は、平成元年4月1日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年5月10日規則第21号改正抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成6年3月10日規則第4号改正)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、この規則による改正後の苦小牧市し尿処理券規則第1号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苦小牧市し尿処理券規則第1号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成9年3月31日規則第9号改正)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苦小牧市し尿処理券規則(以下「改正後の規則」という。)第11条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、施行日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の申込みに係るし尿処理手数料の徴収については、改正後の規則第1号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の苦小牧市し尿処理券規則第1号様式によるし尿処理券によるものとする。

附 則(平成11年3月31日規則第13号改正抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第7号改正)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の苦小牧市し尿処理券規則第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料について適用し、同日前のし尿処理券の売りさばきに係る売りさばき手数料については、なお従前の例による。

## 苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例

〔平成10年7月7日  
条例第17号〕

### (目的)

第1条 この条例は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関し、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ばい捨ての禁止及び空き缶等の回収等について定めることにより、清潔で美しい街づくりを推進し、快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器又はたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ばい捨て 空き缶等をみだりに投棄することをいう。
- (3) 市民等 市民、市内に滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらのもので組織する団体の自主的活動を支援しなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じるとともに、市の施策に協力しなければならない。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器(空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。)等に適切に収納し、空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

### (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する市の施策に協力しなければならない。

### (関係機関との連携)

第7条 市長は、空き缶等の散乱の防止について、関係機関と連携して、その推進を図るとともに、必要があると認めるときは、関係機関に対して適切な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

### (ばい捨ての禁止)

第8条 何人も、空き缶等のばい捨てをしてはならない。

### (空き缶等の回収等)

第9条 飲料等を販売する者(以下「販売業者」という。)は、空き缶等(飲料等を収納していた缶、瓶その他の容器に限る。次項において同じ。)の回収容器の設置その他のばい捨てを防止するための適当な措置を講じなければならない。

2 販売業者は、空き缶等を回収したときは、当該空き缶等を自らの責任において適正に処理しなければならない。この場合において、販売業者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第10条 市長は、第8条の規定に違反してばい捨てをした者又は前条第1項の規定に違反して同項の措置を講じず、若しくは同条第2項の規定に違反して回収した空き缶等を適正に処理していない者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講じるよう指導若しくは勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な事項を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日(平成10年10月1日)から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第13号改正)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



## 苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

〔平成10年9月10日〕  
規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成10年条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第11条第12項の身分証明書は、様式によるものとする。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 苫小牧市行政組織規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則 (平成28年3月31日規則第13号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例

〔平成11年3月24日〕  
〔条例第17号〕

### (設置)

第1条 廃棄物の再利用及び再生利用並びに減量(以下「廃棄物の再利用等」という。)について、市民の意識の啓発を図るとともに、市民による自主的活動の支援等を行い、資源循環型社会の形成に資するため、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)を苫小牧市字沼ノ端2番地の25に設置する。

### (定義)

第2条 プラザは、廃棄物の再利用等に関する次の事業を行う。

- (1) 市民の体験学習に関すること。
- (2) 講座、研修会等の開催に関すること。
- (3) 市民による自主的活動の場の提供及び支援に関すること。
- (4) 再生品の展示及び提供に関すること。
- (5) 図書、資料等の収集及び閲覧等に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

### (使用許可)

第3条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可(以下「使用許可」という。)をする場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他プラザの管理運営上適当でないとき。

### (目的外使用等の禁止)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外にプラザを使用し、又はプラザを使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (行為の制限)

第5条 使用者は、使用許可において市長が認めたときを除き、プラザにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特別な設備をし、又は既存の設備を変更する行為
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為
- (3) その他プラザの管理運営上の支障となる行為で規則で定めるもの

### (使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは使用許可の条件を変更し、又はプラザの使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が使用許可に関し不正の行為をしたとき。
- (4) プラザの管理運営上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、プラザの使用を終えたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、その者の責めに帰することができないと市長が認める場合は、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に規定する事業の計画及び実施に関する業務
- (2) プラザの使用許可及びその取消し等に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) その他プラザの管理運営上必要と認める業務

2 指定管理者に前項第2号に掲げる業務を行わせる場合における第3条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月29日条例第19号改正抄)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## 苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例施行規則

〔平成11年3月30日〕  
規則第8号

### (趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧条例(平成11年条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第2条 苫小牧市リサイクルプラザ苫小牧(以下「プラザ」という。)の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (休館日)

第3条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

### (一般使用)

第4条 プラザの一般使用(次条第1項に規定する専用使用以外の使用をいう。以下同じ。)は、当該一般使用をしようとする者が条例第3条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。  
2 条例第5条各号に掲げる行為をしようとする場合は、その旨及び当該行為(以下「特別の設備の設置等」という。)の内容を使用前に申し出なければならない。

### (専用使用)

第5条 プラザの専用使用(プラザの一部を専用することをいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式)を館長に提出しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。  
2 前条第2項に規定する場合は、同項に規定する事項を前項の申請書に記載しなければならない。  
3 館長は、プラザの専用使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。  
4 プラザの専用使用の許可を受けた者は、使用の際に使用許可書を係員に提示しなければならない。

### (特別の設備の設置等)

第6条 第4条第2項に規定する事項を、同項の規定により申し出て、又は前条第1項の申請書に記載してプラザの一般使用又は専用使用の許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該申出又は記載に係る特別の設備の設置等を行うことができる。

### (遵守事項)

第7条 プラザにおいては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 無断で看板、ポスター等を掲示しないこと。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 備付物品等の取扱い及び整理を適切に行うこと並びに無断で備付物品等を移動しないこと。
- (4) 暴行、粗暴な言動等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) プラザの清潔を保つこと。
- (6) その他係員の指示した事項

(入館の制限)

第8条 館長は、次のいずれかに該当する者に対し、プラザへの入館を拒否し、又はプラザからの退館を命じることができる。

(1) 泥酔者

(2) 動物(盲導犬を除く。)を連れ、又は他人の迷惑となるような物を携帯している者

(3) その他プラザの管理運営上適当でないと認めた者

(指定管理者による管理)

第9条 条例第9条第1項の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合における第5条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「使用許可申請書(様式)」とあるのは「使用許可申請書」とする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第19号改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日規則第13号改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第8号改正抄)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

苫小牧市 清掃事業年表

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
明治		
31	「衛生組合設置規定」による「衛生組合」設置 「衛生組合」においてごみ処理開始	同左
37	清潔法による春秋の大掃除開始	
大正		
5	村費補助と組合費により汚物掃除法に基づいて収集したごみを請負人が公設塵芥捨場で焼却処理	戦前戦後には人糞と称して農作物の肥料として活用され、運搬業者や農家がリヤカーで耕作地付近まで運んでいた。
12	汚物掃除法施行準用地の指定により、ごみ処理は町の指導監督のもとで実施  「汚物掃除監視吏員職務章程」「汚物掃除規定」「掃除監視員定員」「汚物掃除監視吏員給料及び旅費額立其の支給方法」等ごみ処理に関する規程、方法の議決  助役村田清澄を掃除監督長、衛生係主任熊谷賢次郎を掃除監督に命じ、掃除巡視には書記補山田耕作が任命された。  ごみ処理を衛生組合に委託、衛生組合は石橋組（石橋治三郎）に年間4千円前後にて請負わせ実施	ただ、戦前戦後の食料難時代には一般家庭でも食料の一部を自給するため自ら人糞を運び農作物の肥料としていた。 その後、し尿収集事業は清潔法により許可業者が収集運搬を行う。
昭和		
4	ごみ処理を町直営事業として実施 専任の汚物運搬馬車夫4名（馬車自前、月給85円）を発令、同時に「汚物運搬馬車夫兼掃除人夫服務心得」を示達  初代の運搬馬車夫には、本宮五十八、竜滝仁作、斎藤徳四郎、佐々木彦一の4名  ごみ運搬は町内を4区画とし、それぞれ馬車1台を配車し、日々のごみ処理は汚物掃除監視員の監視のもとで慎重に行われた。なおごみ捨て場は2ヶ所	
15	馬車1台増車	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和 16	汚物運搬馬車夫 月給 120 円 掃除巡視に被服、家族手当支給	
19	馬車 3 台に減車	
20	馬車 2 台に減車	
21	馬車 1 台に減車	
22	衛生組合連合会の結成	
24	「塵芥処理手数料条例」を議決 ごみ処理手数料をキロ数に応じて年額 120 円 ～1, 200 円徴収 3, 000 戸を対象にごみ箱を収集してトラック 2 台、馬車、リ ヤカーで運搬。5, 000t～6, 000t のごみを埋立方式で処理	
29	「清掃法」が施行	
30	「苫小牧市清掃条例」を制定、「汚物清掃規定」「塵芥処理手 数料条例」を廃止	
36	廃棄物埋立処分場、美園町から字糸井 404 番地に変更	
39	ポリペール容器による従量制持寄り収集方式を実施、手数料 200 につき 6 円	
40	廃棄物埋立処分場字糸井 404 番地から字沼ノ端 230 番地に変 更	
42	廃棄物埋立処分場字沼ノ端 230 番地から字糸井 343 番地に変 更	
43		公共下水道西町終末処理場し尿 投入施設供用開始した。 し尿収集を委託（2 業者）、委託 料 1 083 銭とした。

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和 44	ボックス（紙袋）方式によるごみ収集方式を採用、手数料については一般家庭 1500、商店・事業所等については、600 以下は無料とした。 これ以上の排出については 200 につき 12 円。  廃棄物埋立処分場、字糸井 343 番地から字柏原 217 番地に変更	
45	清掃センター（焼却炉）建設着工  (12 月)	
46	大型ごみ収集開始  (9 月)	
47	大型ごみ収集、年 2 回実施 清掃センター（焼却炉）完成 焼却処理開始  (8 月)	し尿処理手数料を下水道処理区域内と下水道処理区域外とに分けて徴収した。
48	清掃センターの運転業務全面委託開始	
49	分別収集モデル地区の開始  (4 月)	
50	大型ごみ収集年 3 回実施  (4 月)  分別収集の開始  (11 月)	
51		し尿収集委託料を 102 円 50 銭とした。
52		し尿処理手数料を下水道処理区域内 103 円 76 銭、同区域外 102 円とした。
54	10 m <sup>3</sup> 車導入（6 台） 排ガス処理施設設置（塩化水素減少）  (12 月)	
55	清掃センター 200 t / 日炉増設工事着工 ～以後 3 年間継続  (8 月)	し尿収集委託料を 103 円 7 銭とした。  し尿処理手数料を下水道処理区域内 104 円 32 銭、同区域外 102 円 38 銭とした。



年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
昭和 57	清掃センター200 t / 日炉完成 (8月)	し尿収集委託料を103円35銭とした。 し尿処理手数料を下水道処理区域内105円48銭、同区域外103円2銭とした。 (8月)
58	産業廃棄物最終処分場造成工事着手 (8月)	雑排水、浄化槽汚泥等投入層築造工事着手した。
59	同上処分場供用開始、これに伴い廃棄物埋立処分場を字柏原217番地から字柏原13番地に変更 (4月) 埋立焼却処分手数料等有料制度実施 100 kgまで150円、20 kg増すごとに30円加算 (6月)	同上投入槽供用開始、汚泥等処分手数料500につき107円とした。 (4月)
60	一般廃棄物最終処分場第1期造成工事(第1ブロック)着手 (6月) 同供用開始 (12月) 柏原理立処分場の管理全面委託	
61	同上処分場第2期造成工事(第2～第4ブロック)着手 (12月) 同上処分場供用開始 (8月)	し尿収集委託料を500186円とした。 し尿処理手数料を下水道処理区域内500319円、同区域外500193円とし、汚泥等処分手数料を500につき133円とした。
62	「まちをきれいにする日」年2回(5・9月)実施	
63	電話申込みによる大型ごみの戸別収集開始 (1月) 苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (2月)	
平成 元	柏原理立処分場用地買収決定 (6月) 清掃センター2号炉空冷板設置・水噴霧装置設置 (9月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
元	全道市長会清掃問題研究会開催 (10月)	
2	苫小牧上質古紙回収システム検討委員会発足 (7月)	
3	道内9市清掃担当部長会議開催 (7月)	
4	資源リサイクル推進室新設 (4月)	
	生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機助成制度開始 (4月)	
5	苫小牧上質古紙リサイクル推進会議発足 (1月)	
	苫小牧市清掃条例改正（市の事業系一般廃棄物収集限度量1日平均60ℓから30ℓ以下に引き下げ） (3月)	
	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)	
	埋立焼却処分手数料改正（100kgまで250円、20kg増す毎に50円加算） (3月)	
6	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)	し尿処理手数料を下水道処理区域外50ℓ242円、汚泥等処分手数料を50ℓにつき167円とした。 (4月)
	廃棄物減量等推進審議会条例を制定 (3月)	
7	市内中心部（錦町・大町）混合収集から分別収集になり、市内の分別収集100%になる (8月)	
	第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (9月)	
8	第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
	埋立焼却処分手数料改正 （100kgまで350円、20kg増すごとに70円加算） (4月)	
	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料等の改正 （1件につき5,000円、再交付1件につき2,500円） (4月)	
	廃タイヤ適正処理困難物に指定 (4月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成	8		
		第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)	
		沼ノ端クリーンセンター建設工事着手(3カ年継続事業) (6月)	
		第4回廃棄物減量等推進審議会開催兼視察研修(千歳市) (7月)	
	9		
		道内10市清掃担当部長会議開催 (2月)	
		第5回廃棄物減量等推進審議会開催「廃棄物減量についての提言書」受理 (2月)	
		「資源物(缶・びん・紙パック)」分別収集開始 「苫小牧市推奨ごみ袋」販売 (4月)	し尿処理手数料を下水道処理区域外500244円、処理区域内500322円とし、汚泥等処分手数を500につき170円とした。 (4月)
		第2次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
		「苫小牧市資源化施設」稼働開始 (7月)	
		第2次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 札幌市駒岡清掃工場視察 (10月)	
	10		
		リサイクル推進とごみの減量PR活動 「530(ごみゼロ)の日」イベント開始 (5月)	
		苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の公布 (6月)	
		黒いごみ袋の直営収集を廃止 (7月)	
		第2次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (8月)	
		苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例の施行 (10月)	
		美化促進地域の指定及び美化推進員の委嘱(駅前地域、音羽・双葉地域、花園・啓北地域) (10月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成	10	美化促進地域の指定及び美化推進員の委嘱（駅前地域、音羽・双葉地域、花園・啓北地域） (10月)	
		家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 （市内中心部16町の可燃ごみと不燃ごみ及び市内全域の資源物の委託） (11月)	
	11	第2次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 （沼ノ端クリーンセンター視察） (1月)	
		旧苫小牧川を境に、東西地区に分け、収集・処理を分割 （沼ノ端清掃事務所開設） (2月)	
		糸井清掃センター1号炉を廃炉 (3月)	
		糸井清掃センター燃滓埋立処分場の閉鎖 (3月)	
		沼ノ端クリーンセンター・リサイクルプラザ苫小牧 供用開始 (4月)	
		第3次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
		第3次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)	
		東胆振三町から一般廃棄物広域処理の要請 (8月)	
		スプリング入りマットレスの適正処理困難物指定 (10月)	
		第3次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (12月)	
	12	糸井清掃センター、ダイオキシン類低減対策改修工事着手 (4月)	
		第3次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 （市内リサイクル関連施設視察） (5月)	
		一般廃棄物収集運搬業の許可拡大（新規4社） (6月)	
		事業系ごみ1日平均300未満の収集の廃止 (7月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
12	<p>緊急地域雇用対策推進事業 不法投棄物の除去及び監視パトロール事業の実施 (7月～9月)</p> <p>緊急地域雇用対策推進事業 街の美化推進事業の実施 (9月～10月)</p> <p>第3次第5回廃棄物減量等推進審議会開催(提言書の審議) (9月)</p> <p>美化促進地域の指定変更及び美化推進員の委嘱(旭・栄地域、美園・日の出三光地域、桜木・豊川地域) (10月)</p> <p>第3次第6回廃棄物減量等推進審議会開催(提言書の審議・承認) (10月)</p>	
13	<p>東胆振三町一般廃棄物広域処理協定書調印式 (1月)</p> <p>埋立焼却処分手数料改正 (20kgまで90円、20kg増すごとに90円加算) (4月)</p> <p>「苫小牧市資源化センター」稼働開始 (4月)</p> <p>ペットボトルの資源物収集開始 (4月)</p> <p>資源物の収集を月2回に変更 (4月)</p> <p>第4次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (資源化センター等、見学) (4月)</p> <p>東胆振三町一般廃棄物広域処理開始 (7月)</p> <p>第4次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (8月)</p> <p>糸井清掃センター ダイオキシン類低減対策改修工事終了 (10月)</p>	
14	<p>大型ごみ有料化施行及び民間委託開始 (1月)</p> <p>肉骨粉焼却に係る住民説明会開催 (1月)</p> <p>第4次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (1月)</p>	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成 14	肉骨粉焼却開始 (1月)		
	道内10市清掃担当部長会議開催 (2月)		
	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)		
	第4次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (6月)		
	緊急地域雇用創出特別対策事業 不法投棄の除去及び監視パトロール事業の実施 (6月～8月)		
	大型ごみ収集車両2人乗車開始 (7月)		
	第4次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (北海道エコリサイクルシステムズ視察) (8月)		
	緊急地域雇用創出特別対策事業 ゴミの分別マナー周知事業の実施 (8月～9月)		
	市単独緊急雇用対策事業 街の美化推進事業の実施 (9月～10月)		
	美化促進地域の指定変更及び美化推進委員の委嘱 (末広・若草・木場・緑・春日・弥生・矢代・元浜地域) (10月)		
	15	第4次第6回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
		第5次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (沼ノ端クリーンセンター・資源化センター見学) (8月)	
16	第5次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)		
	緊急地域雇用対策事業 不法投棄防止PR及び廃棄物除去 (8月～10月)		
	柏原産業廃棄物埋立処分場築堤造成工事 (8月～12月)		
	美化推進員制度休止 (9月)		
	「クリーンアップ・サポーター制度」導入 (10月)		

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
17	第6次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
18	第6次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
	第6次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (札幌市中沼プラスチック選別センター、プラスチック油化 処理施設見学) (2月)	
	早来町と追分町が合併して安平町、東胆振三町広域行政事務 組合は安平・厚真行政事務組合に名称変更 (3月)	
	第6次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (新日本製鐵株式会社室蘭製鐵所) (3月)	
	一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料等の改正 (1件につき10,000円、再交付1件につき5,000円) (4月)	
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部17町の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)	
	第6次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)	
	第6次第6回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)	
	第6次第7回廃棄物減量等推進審議会開催 (8月)	
	北海道循環資源利用促進税施行 (10月)	
	第6次第8回廃棄物減量等推進審議会開催 (10月)	
	第6次第9回廃棄物減量等推進審議会開催 (11月)	
19	廃棄物減量等推進審議会第1回起草委員会 (1月)	
	廃棄物減量等推進審議会第2回起草委員会 (2月)	
	道内10市清掃担当部長会議開催 (2月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成 19	一般廃棄物最終処分場 第3期造成工事(第5ブロック)着手 (2月)		
	第6次第10回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)		
	053(ゼロごみ)大作戦実施本部設立総会開催 (3月)		
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部23町の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)		
	委託拡大に伴い糸井清掃事務所収集部門閉鎖 指導部門を糸井分室に設置 (4月)		
	第7次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)		
	割り箸回収事業開始 (6月)		
	ペットキャップ回収事業開始 (8月)		
	家庭用廃食油の拠点回収開始 (11月)		
	リサイクルハウス設置助成事業開始 (11月)		
	20	第7次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (1月)	
		エコストア認定制度開始 (2月)	
		第7次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	
		053(ゼロごみ)ファイナルコンサート 053大作戦実施本部を解散 (3月)	
家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内東部21町の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)			
苫小牧市資源回収団体奨励金交付制度開始 (4月)			
「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減 に関する協定」の締結 (5月～6月)			



年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成 21	第7次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)		
	第7次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)		
	産業廃棄物埋立処分場の受入停止 (4月)		
	埋立焼却処分手数料改定 (20kgまで220円、20kg増すごとに220円加算) ※経過処置としてH22.3.31までの間上記金額220円を160円とする (4月)		
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内東部6町の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)		
	eco ライフ大作戦～053(ゼロごみ)ステージ2 キックオフイベント開催 (4月)		
	「ふれあい収集」開始 (4月)		
	第8次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)		
	古着・古布の拠点回収開始 (10月)		
	一般廃棄物最終処分場 第3期造成工事 (第5ブロック) 供用開始 (10月)		
	22	第8次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (1月)	
		第8次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	
		苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定 (3月)	
		家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内全域の可燃ごみと不燃ごみ) (4月)	
プラスチックの資源物収集開始 (4月)			
	第6期分別収集計画策定 (6月)		

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成	第8次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (9月)	
	第8次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (10月)	
	第8次第6回廃棄物減量等推進審議会開催 (11月)	
	第8次第7回廃棄物減量等推進審議会開催 (12月)	
	廃棄物減量等推進審議会第1回起草委員会 (12月)	
	23 廃棄物減量等推進審議会第2回起草委員会 (1月)	
	第8次第8回廃棄物減量等推進審議会開催 (2月)	
	第8次第9回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	
	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申 「家庭ごみの有料化について」 (3月)	
	家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部29町のプラスチック) (4月)	
	第9次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
	「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」取り まとめ (6月)	
	使用済み小型電子機器をイベントで回収 (9月)	
	公共施設にリサイクルボックス設置 (10月)	
	家庭ごみ有料化実施計画策定 (11月)	
	紙類資源化実施計画策定 (11月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成 24	<p>苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (家庭ごみ有料化及び大型ごみ手数料改定) ごみ処理手数料 10につき 2円 大型ごみ処理手数料 最大の辺又は径が 1m以下のもの 1単位につき 300円 1mを超え2m以下のもの 1単位につき 600円 (平成25年7月1日実施)</p> <p>(2月)</p> <p>053(ゼロごみ)大作戦～ステージ3～イベント「ゼロごみトーキング」開催 (3月)</p> <p>家庭系一般廃棄物直営収集の一部民間委託 (市内西部21町のプラスチック) (4月)</p> <p>使用済み小型電子機器拠点回収開始 (4月)</p> <p>電動生ごみ処理機貸出制度開始 (4月)</p> <p>053(ゼロごみ)大作戦～ステージ3～オープニングイベント「プラザまつり」開催 (4月)</p> <p>第9次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)</p> <p>シンポジウム「家庭ごみ有料化～大幅なごみ減量の達成に向けて」(講師:東洋大学経済学部 山谷 修作 教授) (7月)</p> <p>第9次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (8月)</p> <p>第2回「プラザまつり」開催 (10月)</p> <p>苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正 (埋立処分手数料改定、平成25年7月1日実施) 事業系一般廃棄物手数料 10kgにつき 140円 大型ごみ処理手数料(自己搬入) 10kgにつき 140円 (12月)</p>	<p>「浄化槽設置整備事業」による補助金制度開始した。 浄化槽設置費補助制度開始 苫小牧市浄化槽設置整備事業資金貸付制度開始した。 (4月)</p>
25	<p>第9次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)</p> <p>第10次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)</p>	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係		
平成 25	「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結 (日本郵便(株)苫小牧郵便局)	し尿・雑排水等処理施設の運営管理民間委託した。		
	(4月)		(4月)	
	不法投棄専用ダイヤルを開設		(4月)	
	折りたたみステーション導入		(4月)	
	053(ゼロごみ)大作戦～ステージ3～ファイナルイベント 第3回「プラザまつり」開催		(6月)	
	家庭系一般廃棄物の有料化開始		(7月)	
	市内全域の紙類の資源物収集開始		(7月)	
	蛍光管の拠点回収開始		(7月)	
	せん定枝の資源物収集開始		(7月)	
	大型ごみ処理手数料の料金改定		(7月)	
	事業系一般廃棄物の料金改定		(7月)	
	「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」締結 (北海道電力(株)苫小牧支店)		(8月)	
	高濃度PCB廃棄物処理委託開始		(9月)	
	第10次第2回廃棄物減量等推進審議会開催		(11月)	
	26		市内全域のプラスチック民間委託収集開始 (市内全域が委託収集となる)	(4月)
			第10次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 ((株)マテック石狩支店外視察)	(5月)
			不法投棄防止監視カメラの設置開始	(9月)
低濃度PCB廃棄物処理委託開始		(10月)		

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成		
26	第10次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (11月)	
27	第10次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	
	環境美化活動助成金制度開始 (4月)	
	053(ゼロごみ)大作戦～ステージ4～オープニングイベント開催 (4月)	
	第11次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)	
	ごみ焼却灰セメント資源化業務開始(焼却灰の一部を北斗市民間セメント会社にて資源化) (4月)	
	053(ゼロごみ)リユース文庫開設 (6月)	
	道内10市清掃担当部長会議開催 (7月)	
	053(ゼロごみ)大作戦～ステージ4～「プラザまつり」開催 (8月)	
	沼ノ端クリーンセンター基幹的設備改良工事着手 (9月)	
	ごみ拾い大作戦!!～チームでゴミを撤去せよ～「ゼロゴミッション」開催 (10月)	
	053(ゼロごみ)講演会「ごみの『見える化』でごみは減る!!」開催(講師:東洋大学経済学部 山谷 修作 教授) (10月)	
	第11次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (11月)	
	3きりエコクッキング 講演&クッキングショー(講師:料理研究家 星澤 幸子 氏) (11月)	
28	第11次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (1月)	
	共同住宅優良ごみステーション認定制度開始 (3月)	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成 28	<p>053(ゼロごみ)大作戦～ステージ4～エンディングイベント「FINAL」開催 (3月)</p> <p>苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例及び同条例規則一部改正(平成28年4月1日施行) (3月)</p> <p>苫小牧市一般廃棄物処理基本計画改訂 (3月)</p> <p>リサイクルプラザ苫小牧に関する条例施行規則一部改正(平成28年4月1日施行)※開館日・閉館時間の変更 (3月)</p> <p>古着古布の拠点回収対象品目拡大(綿50%未満の布についても回収) (4月)</p> <p>転入者向けごみ分別相談会開始 (4月)</p> <p>第11次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (4月)</p> <p>エコライフ研究所開催(市内7か所) (6月)</p> <p>市内の一部区域で戸別収集モデル事業実施 (7月)</p> <p>せん定枝の電話受付委託開始 (7月)</p> <p>事業系分別ハウス設置助成制度開始 (7月)</p> <p>資源物中間処理委託業務開始 (7月)</p> <p>生ごみ処理容器「ベランダ de キューロ・ミニ」モニター事業 (7月)</p> <p>第11次第5回廃棄物減量等推進審議会開催(北海道エコリサイクルシステムズ(株)、(株)Jファーム視察) (11月)</p>	
29	<p>第11次第6回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)</p> <p>「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」締結(苫小牧廃棄物協同組合) (3月)</p>	

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係	
平成 29	「苫小牧市資源化センター」廃止 (3月)		
	缶・びん・ペットボトル・紙パック中間処理の民間委託 (4月)		
	組織機構の改正により、減量対策課と清掃事業課が統合され、 ゼロごみ推進課となる (4月)		
	第12次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)		
	第12次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (糸井清掃センター、沼ノ端クリーンセンター視察) (11月)		
	30	沼ノ端クリーンセンター基幹的設備改良工事 終了 (2月)	
		第12次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	
		フードドライブ事業開始 (3月)	
		糸井清掃センター休炉 (4月)	
		折りたたみ式ごみ箱（エコシティー）導入 (4月)	
		053ファイブのInstagramアカウント開設 (4月)	
		沼ノ端第2埋立処分場造成工事着手 (6月)	
		生ごみ分解処理容器助成事業開始 (6月)	
		「2510（ニコとま）運動」推奨店認定制度開始 (7月)	
第12次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)			
北海道胆振東部地震の発生に伴う災害ごみの受け入れ (9月)			
排出ルールの一部変更 有害ごみを「燃やせるごみの日」に変更 缶、びん、ペットボトルをそれぞれ別袋で排出 おむつ類を無料で収集 (10月)			

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
平成 31	<p>第12次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)</p> <p>植苗・美沢地区監視カメラ設置 (再編関連訓練移転等交付金補助事業) (3月)</p> <p>糸井清掃センター廃炉 (4月)</p>	
令和 元 2	<p>第13次第1回廃棄物減量等推進審議会開催 (5月)</p> <p>第13次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (10月)</p> <p>拠点回収一時停止(コロナ禍の影響) (3月)</p> <p>第13次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (コロナ禍の影響により書面開催) (3月)</p> <p>053大作戦～ステージ5～事業開始 (4月)</p> <p>YouTubeチャンネルの開設「053CityChannel」 (4月)</p> <p>053大作戦～ステージ5～オープニングイベントの中止 (コロナ禍の影響) (4月)</p> <p>市内一斉清掃の中止(コロナ禍の影響) (4月)</p> <p>古着・古布の拠点回収一時受け入れ停止(コロナ禍の影響) (4月)</p> <p>古着・古布の拠点回収受け入れ再開 (6月)</p> <p>びん類の集団回収一時停止(コロナ禍の影響) (8月)</p> <p>ごみ分別アプリ「053City」の配信 (10月)</p> <p>沼ノ端第2埋立処分場供用開始 (10月)</p> <p>053フェスタ2020開催 (10月)</p>	



年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
令和 2	第13次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (コロナ禍の影響により書面開催)	
	(12月)	
3	ありがとう袋の交付開始	
	(2月)	
	苫小牧市一般廃棄物処理基本計画改定	
	(3月)	
	第13次第5回廃棄物減量等推進審議会開催 (コロナ禍の影響により書面開催)	
	(3月)	
	2020 子ども議会 (子ども達からの提案受理) テーマ～「ごみ減量」、「不法投棄」、「食品ロス」について	
	(3月)	
	053大作戦～ステージ5～ファイナルイベントの開催	
	(3月)	
	ネーミングライツ導入により、愛称が「JFEリサイクル プラザ苫小牧」となる	
	(4月)	
	国が新型コロナウイルス緊急事態宣言を決定	
(5月～6月)		
環境美化と地域の親睦を深めるごみ拾いの実施 (子ども 議会提案)		
(7月)		
第14次第1回廃棄物減量等推進審議会開催		
(7月)		
不法投棄地域合同パトロールの実施 (子ども議会提案)		
(8月)		
国が新型コロナウイルス緊急事態宣言を決定		
(8月～9月)		
ごみ分別アプリによる、食品ロス対策事業の開始 (子ども 議会提案)		
(10月)		
秋のリサイクル品！コロナ禍による1日限りの生活応援 DAY 開催		
(10月)		
フードドライブ事業における、出張型リユース活動を実施 (子ども議会提案)		
(10月)		

年	ごみ・リサイクル関係	し尿関係
令和		
3	ゼロごみ PR 動画コンテストの実施（こども議会提案） (12月)	
4	暴風雪により一部地域でごみ収集中止 (2月)	
	第14次第2回廃棄物減量等推進審議会開催 (コロナ禍の影響により書面開催) (3月)	
	産業廃棄物最終処分場廃止 (7月)	
	第14次第3回廃棄物減量等推進審議会開催 (7月)	
	不法投棄地域合同パトロールの実施 (8月)	
5	洋服等のリユース「ばくりっこ」(交換会)の開設 (1月)	
	苫小牧市災害廃棄物処理計画策定 (2月)	
	第14次第4回廃棄物減量等推進審議会開催 (3月)	

令和2年10月1日より配信スタート



**無料**  
**配信スタート**  
**ごみ分別**  
**アプリ**

苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進課では、ごみ分別アプリ「053CITY」の無料配信を10月1日よりスタートする。このアプリはごみの分別方法検索やごみ収集カレンダー、ごみ収集日のお知らせ機能も付いているほか、スマートフォン等で分別方法や現

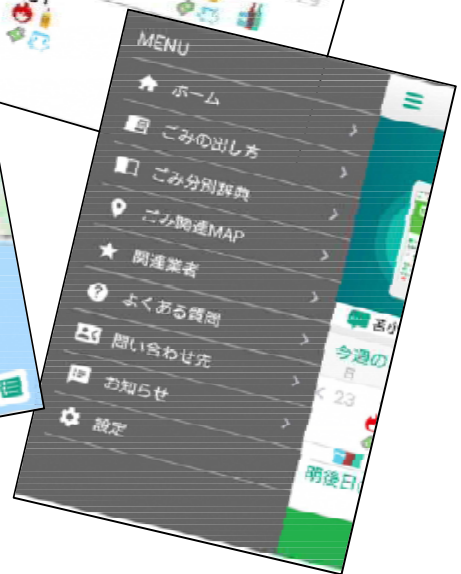


**ごみ収集  
カレンダー**

在地から近い回収場所が手軽に検索ができる。アプリのダウンロード方法は下記の二次元コードから。もしくは各ストアで、「苫小牧ごみ分別」と検索。



**現在地からの  
検索も!**



iPhone・iOS 端末



Android 端末



※通信料はご利用者負担。

苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進課  
電話: 0144-55-4266 Email: zerogomi@city.tomakomai.Hokkaido.jp

# 苫小牧市 環境衛生部

《 ゼロごみ推進課 》 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25  
e-mail zerogomi@city.tomakomai.hokkaido.jp  
(総務企画担当)  
TEL 0144-55-4266 FAX 0144-55-3929  
(環境美化担当)  
TEL 0144-55-4077 FAX 0144-55-3929  
(ふれあい収集)  
TEL 0144-55-5401 FAX 0144-55-3929  
(不法投棄専用ダイヤル)  
TEL 0144-53-0530(ごみゼロごみゼロ)

《 施設管理課 》 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25  
TEL 0144-55-2536 FAX 0144-55-1596  
e-mail sisetukanri@city.tomakomai.hokkaido.jp

《 JFEリサイクルプラザ苫小牧 》  
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25  
TEL 0144-55-2970 FAX 0144-55-3455  
e-mail risaikuru-p@city.tomakomai.hokkaido.jp

《 環境生活課 》 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
TEL 0144-32-6331  
e-mail kankyo-seikatu@city.tomakomai.hokkaido.jp

《 環境保全課 》 〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25  
TEL 0144-57-8806 FAX 0144-57-8809  
e-mail kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

## — 令和5年度 清掃事業概要 —

編集・発行 苫小牧市 環境衛生部 ゼロごみ推進室 ゼロごみ推進課

令和5年●月発行

ゼロごみ

# 053のまち とまこまい



## ぽい捨て防止条例制定のまち

この冊子は環境に配慮した紙を使用しており、  
不要になった際にはリサイクルすることができます。